

第4章 基本方針と施策の展開



第4章 基本方針と施策の展開

4-1 基本方針と施策の展開方向

各基本目標について、基本方針と施策の展開方向を以下の通り定めます。

基本目標		基本方針	
1	みんなにやさしい 居住環境の形成	1	高齢者世帯が住みやすい居住環境の整備 <高齢者居住安定確保計画>
		2	子育て世帯が住みやすい居住環境の整備
		3	ユニバーサルデザインの理念による 住まいづくり・まちづくりの推進
2	住宅セーフティ ネットの充実 <住宅確保要配慮者 賃貸住宅供給促進計画>	4	住宅確保要配慮者の住まいの確保
		5	住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実
3	豊かさと安全・ 安心をそなえた 住生活の実現	6	安全・安心な住生活を実現する 住まいづくり・まちづくりの推進
		7	環境に配慮した住まいづくりの推進
		8	住生活を支えるコミュニティの形成促進
		9	住み続けられる居住環境の整備
4	良質な 住宅ストックの 将来への継承	10	良好なマンションの形成に向けた取組みの推進 <マンション管理適正化推進計画>
		11	空き家対策に向けた取組みの推進 <空家等対策計画>
5	活発な住宅市場 の形成	12	住宅市場の環境整備



<緑字：住宅関連計画>

施策の展開方向	横断的な視点
① 安心して暮らせる住宅の供給促進 ② 円滑な住替えに向けた支援の充実 ③ 包括的な支援体制の充実	ダ イ バ ー シ テ イ （ 多 様 性 ）
① 子育てしやすい住宅の供給促進 ② 子どもの成長に応じた住替えの支援の充実 ③ 子育て環境の整備の促進	脱 炭 素
① すべての人にやさしい住まいづくりの促進 ② 多様な世帯・世代が暮らしやすいまちづくりの促進	D X
① 市営住宅の効率的・計画的な更新 ② 公的賃貸住宅の連携強化 ③ 民間賃貸住宅の有効活用	の 社 会 の 実 現
① 多様な主体と連携した居住支援体制の充実 ② 福祉と連携した入居・生活支援の充実 ③ 災害時の迅速な被災者支援の実施	の 推 進
① 災害に強い住まい・まちづくりの促進 ② 防災に関する地域等の取組みの促進 ③ 防犯性の高い住まい・まちづくりの促進	
① 環境に配慮した住宅の供給促進 ② 環境と共生するまちづくりの促進	
① 良好なコミュニティ形成の促進 ② 地域共生に向けた環境整備の促進	
① 地域の魅力・特性に応じた居住環境の整備の促進	
① 管理組合の自主的かつ適正な管理運営や円滑な維持修繕・再生の促進 ② 管理不全マンションの予防・改善に向けた適正管理への誘導 ③ 安全・安心・快適な住生活を支える良質な居住環境の確保	
① 空き家化の予防・適切な管理の促進 ② 空き家や跡地の利活用の促進 ③ 放置空家等への対策の推進	
① 既存住宅の流通とリフォーム市場の活性化促進 ② 住まいや住替えに関する情報提供と相談体制の充実	

※4-2 主な取組施策において、各視点に関連する取組みを示します



計画の基本的事項 第1章
住生活の現状と課題 第2章
住宅政策の方向性 第3章
基本方針と施策の展開 第4章
推進に向けて 第5章

4-2 主な取組施策

基本目標1 みんなにやさしい居住環境の形成

基本方針

1

高齢者世帯が住みやすい居住環境の整備 〈高齢者居住安定確保計画〉



高齢者世帯が健康で安心して暮らせる住宅の供給を促進するとともに、円滑な住替えや、家庭や地域で安心して暮らし続けるための支援の充実を図るなど、高齢者世帯が住みやすい居住環境の整備を進めます。

高齢者居住安定確保計画の基本的事項

<高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標>

高齢者居住安定確保計画の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標は、成果指標(P.100)の基本方針1の成果指標とします。

施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
① 安心して暮らせる住宅の供給促進		<ul style="list-style-type: none">◆民間住宅における高齢者向け住宅の供給促進◆公的賃貸住宅における高齢者向け住宅の供給推進◆高齢者向け施設等の供給促進◆民間既存住宅における健康で安心な住まいづくりの促進
② 円滑な住替えに向けた支援の充実		<ul style="list-style-type: none">◆多様な居住ニーズに応じた住替えの支援の充実◆貸主が賃貸住宅を提供しやすい市場環境の整備◆公的賃貸住宅における高齢者世帯の入居支援
③ 包括的な支援体制の充実		<ul style="list-style-type: none">◆在宅生活支援サービスの充実◆在宅生活を支える介護サービスの充実◆高齢者に対する総合的な支援の充実



① 安心して暮らせる住宅の供給促進

◆民間住宅における高齢者向け住宅の供給促進

- ・バリアフリー化され、安否確認・生活相談サービスなどが備わった「サービス付き高齢者向け住宅」について、国の補助を活用した民間事業者による登録を促進します。また、地域の高齢者向け住宅の需要、公共交通機関へのアクセス、医療・介護サービスとの連携、防災その他まちづくりとの整合に努め、適正に管理運営されるよう指導・監督します。
- ・高齢者世帯等の入居を断らない「セーフティネット住宅」や、居住支援法人等が安否確認、見守り等を行う「居住サポート住宅」について、登録・認定住宅の改修費補助や入居者負担軽減のための経済的支援も行いながら、登録・認定を促進します。
- ・高齢者向け住宅の供給促進を図るため、市や国のホームページ、説明会、SNSなどの多様な手法を活用するとともに、県や関係団体等と連携し、高齢者向け住宅の補助制度や税・融資の優遇制度などの周知啓発に取り組みます。

◆公的賃貸住宅における高齢者向け住宅の供給推進

- ・今後も高齢者世帯が増加することを踏まえ、公的賃貸住宅において、高齢者が安心して暮らせるよう、段差の解消や手すりの設置などに配慮した高齢者向け住宅の供給を図ります。
- 市営住宅においては、「市営住宅ストック総合活用計画」に基づく建替えや改善、空き家改修等において、住戸内の段差解消や手すりの設置、エレベーターの設置などのバリアフリー化を進めます。
- ・今後特に単身高齢者世帯が増加することを踏まえ、公的賃貸住宅において、単身高齢者世帯向け住宅の供給を検討します。
- 市営住宅においては、建替えの際に、単身高齢者世帯にも対応した住戸を約4割供給とともに、単身高齢者世帯向けのシェアハウスを試行実施することとしており、引き続き、世帯構成の変化に伴う住宅ニーズ等を踏まえ、供給を検討していきます。

◆高齢者向け施設等の供給促進

- ・「福岡市介護保険事業計画」に基づき、在宅での生活が困難な高齢者に対して、特別養護老人ホームや認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するグループホームなどの整備を促進します。
- ・公的賃貸住宅において、大規模団地の建替えにより創出した将来活用地（余剰地）や、既存団地内に、地域課題解決に資する福祉施設の誘致を促進します。
- ・空き家を改修し福祉施設などで活用する際に改修費の補助を行い、地域の特性を踏まえた福祉施設の整備を促進します。

多様性
脱炭素

◆民間既存住宅における健康で安心な住まいづくりの促進

- ・身体機能の低下した高齢者が、住み慣れた住まいで自立して生活できるよう、住宅を改造するための、改造方法や助成制度などに関する相談に応じるとともに、住宅を改造する際の費用の助成を行います。
- ・誰もが容易にアクセスできて必要な情報が得られるポータルサイトを開設し、高齢者世帯向けに、断熱改修などの住宅の質の向上や断熱改修による健康面への効果などの情報提供を行います。

脱炭素
DX

② 円滑な住替えに向けた支援の充実

◆多様な居住ニーズに応じた住替えの支援の充実

- ・多様化・複雑化する高齢者のお困りの状況に幅広く対応するため、多様な主体と連携し、福岡市居住支援協議会で実施している「住まいサポートふくおか」の支援団体や協力店、福祉事業をはじめとする連携機関等の拡充、居住支援法人間の連携を図るなど、高齢者世帯の民間賃貸住宅への入居支援を強化します。
- ・居住環境の課題、建替えや状況の変化等により住替えが必要な高齢者世帯に対し、良好な住宅への住替えを支援するため、市内の高齢者世帯や住宅の状況等を踏まえながら、住替え費用の助成を行います。
- ・高齢期における多様な住まい方に対応できるよう、関係団体等と連携し、リバースモーゲージやリースバックなどの多様な住まい方に対応する制度の情報提供を行います。
- ・市政だよりなどへの掲載や高齢者が多く利用する施設へのパンフレットの配架、国のセーフティネット住宅・居住サポート住宅やサービス付き高齢者向け住宅等の検索サイト、関係団体等の高齢者向け住宅の検索サイトなど、高齢者がよく利用する媒体や行動特性等も踏まえながら、高齢者の住替えに関する情報提供を行います。

◆貸主が賃貸住宅を提供しやすい市場環境の整備

- ・賃借人・賃貸人双方が安心して利用できる市場環境の形成を目指し、関係団体等と連携し、賃貸借人の死亡によって賃貸借契約が終了する「終身建物賃貸借契約」の普及を促進します。また、普及促進に向け、借家人が死亡した時に借家契約が終了する「終身建物賃貸借」の認可に係る面積基準を下表のとおり、当面の間緩和します。

<終身建物賃貸借の面積基準の緩和>

タイプ	新築住宅	既存住宅
一般住宅	25m ² 以上	18m ² 以上
台所等一部共用	18m ² 以上	13m ² 以上
共同居住型 (単身世帯向け)	1人専用居室:9m ² 以上 住宅全体面積:(15A+10)m ² 以上	1人専用居室:7m ² 以上 住宅全体面積:(13A+10)m ² 以上

(A:入居可能者数、A≥2)

※既存住宅:建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅

※新築住宅:既存住宅以外の住宅

※台所等一部共用:共用部分に共同して利用する台所、収納設備又は浴室等を備える住宅

※共同居住型:共用部分に共同して利用するための居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室等、洗濯室を備える住宅

- ・賃借人・賃貸人双方が安心して利用できる市場環境の形成を目指し、関係団体等と連携し、入居者の死亡後に遺品などの残置物の処分を居住支援法人が行う代行サービスの普及を促進します。



◆公的賃貸住宅における高齢者世帯の入居支援

- ・公的賃貸住宅において、高齢者世帯の状況等を踏まえながら、募集方法や家賃などによる入居優遇多様性を推進します。
- 市営住宅の定期募集では、収入基準の緩和、「倍率優遇方式」による複数の抽選番号の付与や、「戸数枠設定方式」による別枠での公募を行うとともに、随時募集による抽選によらない入居を行っており、引き続き、市内の高齢者世帯の状況等を踏まえながら取り組みます。
- ・階段での移動が困難である高齢者世帯等について、要件を満たす場合に住替えの許可を行い、状況多様性に応じた住替えを促進します。

施策の
展開方向

③ 包括的な支援体制の充実

◆在宅生活支援サービスの充実

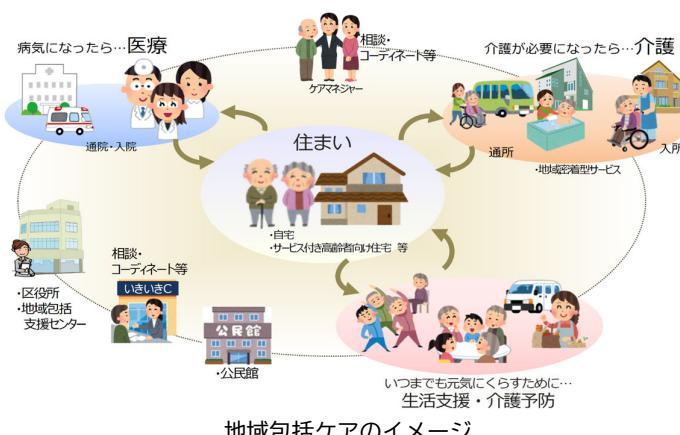
- DX ひとり暮らしの高齢者に電話で安否確認等を行う「声の訪問」や、緊急事態に自動通報できる「緊急通報システム」など、きめ細かな在宅生活支援サービスを提供するとともに、民間サービスやICTの進捗等を踏まえ、サービスの見直し・充実を図ります。
- DX 居住支援法人等が安否確認、見守り等を行う「居住サポート住宅」や、地域住民や宅配業者等が異変に気付いた際に通報できる「見守りダイヤル」など、高齢者見守り活動の充実を図ります。

◆在宅生活を支える介護サービスの充実

- ・「通い」「宿泊」「訪問」のサービスを組み合わせ、自宅で継続して生活するための必要な支援を行う小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの整備を進めます。

◆高齢者に対する総合的な支援の充実

- ・高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、「福岡市地域包括ケアアクションプラン」に基づき、保健(予防)、医療、介護、生活支援、住まい等が一体的に提供される地域包括ケアに関する取組みを推進します。
- ・福祉局や区保健福祉センターとの連携を強化することで、福岡市地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)による支援や、各種相談機能の充実を図ります。



基本方針
2

子育て世帯が住みやすい 居住環境の整備



子育てしやすい住宅の供給を促進とともに、子どもの成長に応じた住替えの支援の充実や、子育て環境の整備の促進を図るなど、子育て世帯が住みやすい居住環境の整備を進めます。

施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
①	子育てしやすい住宅の供給促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間住宅における子育てしやすい住宅の供給促進 ◆公的賃貸住宅における子育てしやすい住宅の供給推進
②	子どもの成長に応じた住替えの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆多様な居住ニーズに応じた住替えの支援の充実 ◆公的賃貸住宅における子育て世帯の入居支援
③	子育て環境の整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て環境向上に資する取組みの促進 ◆安心して遊べる場の整備 ◆良好な居住環境の形成促進

①子育てしやすい住宅の供給促進

子育てしやすい住宅
への入居支援



子育てしやすい住まいづくりの情報提供

子育て環境の整備

②子どもの成長に応じた 住替えの支援の充実



③子育て環境の整備の促進



集会所や広場等の整備・有効活用
(地域利用やイベントの開催など)



施策の展開方向 ① 子育てしやすい住宅の供給促進

◆民間住宅における子育てしやすい住宅の供給促進

- 市街化調整区域において、空き家を改修し子育て世帯向け住宅として活用する際に改修費の補助を行い、子育て世帯向け住宅の供給を促進します。

多様性・子育てしやすい住宅の供給促進に向け、誰もが容易にアクセスできて欲しい情報が得られるポータルサイトやガイドラインを開設・作成し、安全性や家事のしやすさなど、住宅の新築・改修の際に考慮すべきポイントや、新築・改修にあたって利用可能な補助制度などの情報提供を行います。また、仕事と育ての両立についての情報提供も検討します。

◆公的賃貸住宅における子育てしやすい住宅の供給推進

- 公的賃貸住宅の新築住宅や既存住宅において、安全性や使い勝手への配慮、子育てしやすい広さや間取り、設備などの導入に取り組みます。

施策の展開方向 ② 子どもの成長に応じた住替えの支援の充実

◆多様な居住ニーズに応じた住替えの支援の充実

- 子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、市内の子育て世帯や住宅の状況等を踏まえながら、住替え費用の助成を行います。
- 子育て世帯が子どもの成長に応じて円滑に住替えができるよう、誰もが容易にアクセスできて欲しい情報が得られるポータルサイトを開設し、子育てしやすい住宅、取得・賃貸に係る補助や金利優遇、空き家バンク等の物件情報、住まいを選ぶ際のポイントなどの情報提供を行います。
- 居住支援法人連絡協議会等を通じて、居住支援法人間の連携を強化し、子育て世帯のニーズに応じた賃貸住宅への円滑な入居支援を促進します。

◆公的賃貸住宅における子育て世帯の入居支援

- 公的賃貸住宅において、子育て世帯の状況等を踏まえながら、募集方法や家賃などによる入居優遇を推進します。

市営住宅においては、定期募集において、収入基準の緩和、「倍率優遇方式」による複数の抽選番号の付与や、「戸数枠設定方式」による別枠での公募を行っており、別枠募集については、令和元年度からは全体の募集枠の30%以上の確保を目標に取り組んでいます。また、随時募集による抽選によらない入居を行っており、ひとり親世帯への要件緩和を行うなど、引き続き、市内の子育て世帯の状況等を踏まえながら取り組みます。



住まいづくりや補助制度等の情報提供
(ポータルサイトの開設(イメージ))



子育てしやすい住宅の供給、
子育て世帯の入居優遇



子育て世帯の住替え助成



③ 子育て環境の整備の促進

◆子育て環境向上に資する取組みの促進

- ・公的賃貸住宅において、集会所や広場等を整備し、自治会やNPO、大学等と連携して、子育て世帯向けの地域活動やイベント等を開催するなど、子育て世帯同士や多世代との交流やつながりづくりを促進します。

- ・「福岡市総合設計制度」において、一定の地域コミュニティ施設や子育て支援施設の整備に対して容積率加算の特例を行い、地域コミュニティ施設や子育て支援施設の整備を促進します。

 多様性 脱炭素

- ・空き家を改修し子ども食堂や交流施設などで活用する際に改修費の補助を行い、地域の特性を踏まえた子ども食堂や交流施設等の整備を促進します。

- ・子育て交流サロンを運営し見守る子育てサポーターの養成や、リーダー向けの研修会・交流会の開催、地域の保育所や学校、民生委員・児童委員などとの情報交換を行うなど、様々な人が子どもや子育て家庭に関わり、地域社会全体で子どもを育む環境づくりを促進します。

◆安心して遊べる場の整備

 脱炭素

- ・子どもたちが安全に安心して遊び、活動ができるよう、既存の公園の改善を進めるとともに、新規開発に併せた街区公園や近隣・地区公園などの整備を進めます。

- ・公的賃貸住宅における広場については、同住宅での利用にとどまらず、地域の子どもたちが安全に安心して遊べる場として、広く提供できるよう努めます。

- ・地域における子育て支援の拠点として、乳幼児親子が気軽に訪れ、遊びや相談、情報交換ができる「子どもプラザ」の設置を進めます。

◆良好な居住環境の形成促進

- ・建築物や敷地等のルールを定める「建築協定」や、一定のまとまりを持った地区に道路、公園などの地区施設の配置や建築物の建て方のルールなどを定める「地区計画」、地域主体のまちづくりルールの策定などの活動に対してアドバイザーやコンサルタント派遣等の支援を行い、地域の特性に応じた良好な居住環境の形成を促進します。

 脱炭素

- ・一戸建の庭・壁面や、共同住宅等のベランダの緑化に対して費用を助成するなど、緑化の促進に取り組みます

- ・市民・企業などの多様な主体と共に働く様々な仕組みにより、まちなかの公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。

- ・小学校周辺の道路について、誰もが安心して歩ける歩行空間の確保ができるよう、歩道整備や路側のカラー化などの歩車分離を推進します。



集会所を活用したイベントの開催
(多世代・同世代の交流)



小学校周辺の歩道整備



基本方針
3**ユニバーサルデザインの理念による
住まいづくり・まちづくりの推進**

誰もが安心して暮らせる住まいづくりや、多様な世帯・世代が暮らしやすいまちづくりを促進するなど、ユニバーサルデザインの理念による住まいづくり・まちづくりを進めます。

施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
①	すべての人にやさしい住まいづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆公的賃貸住宅におけるユニバーサルデザインの導入推進 ◆民間住宅におけるユニバーサルデザインの導入促進
②	多様な世帯・世代が暮らしやすいまちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域特性を踏まえた生活支援施設等の導入促進 ◆多様な世帯・世代が共生する取組みの促進 ◆誰もが暮らしやすいまちづくりの促進 ◆多様な住まい方に対応した取組みの促進

① すべての人にやさしい住まいづくりの促進



共用部分のバリアフリー化



市営住宅における車いす使用者向け住戸の整備

② 多様な世帯・世代が暮らしやすいまちづくりの促進



公的賃貸住宅の大規模団地の建替え等に合わせた地域の拠点づくり



空き家改修費の補助による地域貢献施設の整備



① すべての人にやさしい住まいづくりの促進

多様性

◆公的賃貸住宅におけるユニバーサルデザインの導入推進

- ・公的賃貸住宅において、機能更新の際には、誰でも使いやすい設備等の導入を図ります。市営住宅においては、「市営住宅ストック総合活用計画」を踏まえ、ユニバーサルデザインの理念に基づく機能更新を行い、段差解消や手すりの設置、エレベーターの設置に加え、水洗等のレバーハンドルやワイドスイッチなど、誰でも使いやすい設備等の導入を進めます。
- ・今後の高齢化の進展を踏まえ、市営住宅の建替えにおいて、1階は、原則、全て車いす使用者向け住戸として整備します。
- ・住み慣れた地域や家で安心して暮らせるよう、公的賃貸住宅において、医療や介護事業者向けの駐車場の導入を図ります。
市営住宅においては、建替えの際にデイサービス送迎など短時間向けの介護用一時駐車スペースを設置します。また、既存住宅においても、空き駐車場等を活用して、コインパーキングの整備を進めるとともに、介護用一時駐車スペースの設置や、訪問サービスなどの一定時間滞在向けの駐車場シェアリングをモデル事業として実施しており、引き続き、導入を推進します。
- ・公的賃貸住宅において、団地の自治会活動の場や、入居者の交流の場・憩いの場である集会所について、誰もが安心して利用できるよう、バリアフリー改修を行い、活動や交流等を促進します。
市営住宅においては、集会所の屋外の段差解消やトイレの洋式化などに取り組みます。

多様性
DX

◆民間住宅におけるユニバーサルデザインの導入促進

- ・民間住宅等の住まいづくりの参考となるよう、市営住宅におけるユニバーサルデザインをはじめとした様々な取組みを広く情報発信し、民間住宅等におけるユニバーサルデザインの導入を促進します。
- ・民間住宅においてもユニバーサルデザインの導入が進むよう、誰もが容易にアクセスできて欲しい情報が得られるポータルサイトを開設し、手すりの設置や段差解消、誰もが使いやすい設備など、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい住まいづくりに関するポイントや、導入にあたって利用可能な補助制度などの情報提供を行います。



段差なし・手すり



ワイドスイッチ



レバーハンドル

誰でも使いやすい設備等の導入



医療・介護事業者向け駐車場の導入



② 多様な世帯・世代が暮らしやすいまちづくりの促進

多様性

◆地域特性を踏まえた生活支援施設等の導入促進

脱炭素

- 公的賃貸住宅において、大規模団地の建替えにより創出した将来活用地（余剰地）や、既存団地内に、地域課題解決に資する福祉施設、子育て支援施設、交流施設などを誘致し、地域の拠点づくりを促進します。
- 空き家を改修し子ども食堂や福祉施設、交流施設などの地域貢献施設で活用する際に改修費の補助を行い、地域の特性を踏まえた地域貢献施設の整備を促進します。

多様性

◆多様な世帯・世代が共生する取組みの促進

- 市営住宅において、バランスの取れたコミュニティ形成のため、建替えの際に、子育て世帯をはじめとする多様な世帯の入居が可能な複数の住戸タイプの供給を行うとともに、定期募集において、子育て世帯等について、収入基準の緩和、抽選倍率の優遇などの優遇措置に加え、別枠での募集を実施するなど、多様な世帯の共生に繋がる取組みを進めます。
- 少子高齢化の進展を踏まえ、子育て世帯と親世帯の同居・近居について、子育て世帯や高齢者世帯の住替え助成において上限額の引き上げ要件とするなどの支援を行い、促進します。
- 在住外国人については、生活ルール・マナー等の周知啓発による理解促進や、多言語による生活情報の提供、生活に係る相談対応などに取り組みます。また、関係団体等と連携し、貸主への各種支援制度に関する情報提供に取り組みます。

多様性

◆誰もが暮らしやすいまちづくりの促進

DX

- 「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、新築や改修の際に誰もが安全で利用しやすい施設となるよう整備の基準を定め、適合を義務化することにより、バリアフリー化を促進します。
- 認知症の人を含む多くの方が、ストレスなく安心して暮らせる住環境を整備するポイントをまとめた、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」等の活用により、認知症の人にもやさしいデザインの導入を促進します。

多様性

◆多様な住まい方に対応した取組みの促進

DX

- 働き方改革やコロナ禍を契機とした、住まい方や働き方の多様化を踏まえ、職住一体や職住近接に対応した住まいづくり等に係る情報提供や、テレワークに係る改修も対象とした空き家改修費補助などの支援に取り組みます。
- グローバル創業都市・福岡の実現を図るため、外国人が福岡市内で創業する際に、住居探しサポート等の支援に取り組みます。
- シェアハウスやDIY型賃貸住宅など、多様な住まい方に係る情報提供を行うとともに、市営住宅においてシェアハウスを試行実施するなど、普及に向けた取組みを検討します。



基本目標2 住宅セーフティネットの充実

<住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画>

住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の基本的事項

<住宅確保要配慮者の範囲>

住宅確保要配慮者は、住宅セーフティネット法第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び同施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）第3条第1号から第12号までに定める者に加えて、同上第13号の規定に基づき、以下に該当する者とします。

- ・海外からの引揚者
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・新婚世帯
- ・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）
- ・UIJターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

※住宅セーフティネット法及び同法施行規則で定められた住宅確保要配慮者

【住宅セーフティネット法で定められた者】

低額所得者／被災者（発災後3年以内）／高齢者／
障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者）／
子ども（高校生相当以下）を養育している者

【施行規則で定められた者】

児童虐待を受けた者／ハンセン病療養所入所者／DV被害者／北朝鮮拉致被害者／
犯罪被害者／生活困窮者／保護観察対象者等／外国人／中国在留邦人／
刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等／困難な問題を抱える女性／
国土交通大臣が指定する大規模災害の被災者

<住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標>

住宅確保要配慮者賃貸住宅供給計画の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標は、成果指標（P.100）の基本方針4と5の成果指標とします。



基本方針

4**住宅確保要配慮者の住まいの確保**

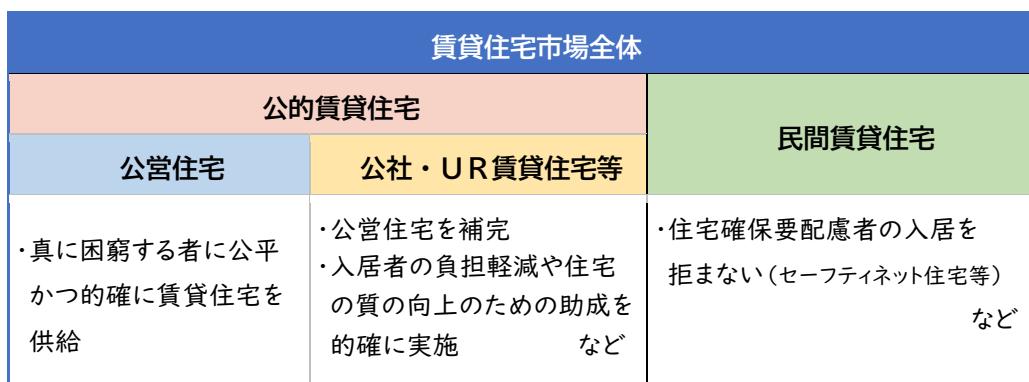
市営住宅を中心とした公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を合わせた賃貸住宅市場全体で、住宅確保要配慮者の住まいの確保を進めます。

施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
①	市営住宅の効率的・計画的な更新	<ul style="list-style-type: none"> ◆ストック総合活用計画に基づく効率的・計画的な機能更新の推進 ◆誰もが安心して暮らすことができる居住環境の形成 ◆大規模団地の建替えに合わせた地域の拠点の形成
②	公的賃貸住宅の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆公的主体との連携強化 ◆公的賃貸住宅におけるセーフティネット機能の強化
③	民間賃貸住宅の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆セーフティネット住宅等の供給促進 ◆セーフティネット住宅等の質の向上の促進

住宅確保要配慮者への対応イメージ

住宅確保要配慮者の住まいの確保については、公営住宅を中心とした公的賃貸住宅と民間賃貸住宅を合わせた賃貸住宅市場全体で対応していく。



① 市営住宅の効率的・計画的な更新

◆ストック総合活用計画に基づく効率的・計画的な機能更新の推進

- ・市営住宅の居住環境を維持保全し、将来にわたって安定的な運営を図るため、管理戸数は現状程度を維持しながら、「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、効率的・計画的に建替えや改善などの機能更新や維持保全に取り組みます。
- ・空き住戸は、被災者や建替えなどのため確保が必要なものを除き、速やかに修繕を行い、募集戸数の増に繋げるとともに、定期募集の際の募集住戸の概要や写真、案内図等の情報提供に関して工夫を行うなど、辞退減に取り組みます。また、子育て世帯向けや学生向け、漁村留学など、地域や周辺の状況等を踏まえた活用も検討し、有効活用を進めます。



◆誰もが安心して暮らすことができる居住環境の形成

- ・高齢者の増加や住宅確保要配慮者の多様化を踏まえ、誰もが安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づく機能更新を行い、バリアフリー化を着実に推進します。また、機能更新にあたっての設備や仕様などについては、社会情勢や環境への配慮、市民のライフスタイルの変化等を考慮しながら、適宜見直していきます。
- ・建替え等の機能更新の際に、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、多様な世帯・世代の共生や良好なコミュニティの形成に配慮し、多様な住戸タイプを供給します。また、住戸タイプについては、世帯構成の変化に伴う住宅ニーズ等を踏まえ、検討していきます。
- ・単身高齢者世帯が安心して住み続けられるよう、緊急連絡先の登録促進、福祉局の見守りサービスの情報提供や市営住宅集会所での相談対応を行うとともに、集会所でのイベント等の開催やコミュニティガーデン許可制度などにより交流を促進します。また、試行しているIoTを活用した安否確認と公社職員の定期的な訪問による高齢者見守りスキームについて、事業の検証を行い、拡充について検討します。

◆大規模団地の建替えに合わせた地域の拠点の形成

- ・建替えの際に住棟を集約・高層化して将来活用地（余剰地）を創出し、地域課題解決に資する福祉施設等の導入を図ります。
- ・建替え等の際に、団地の自治会活動の場や、入居者の交流の場・憩いの場となる集会所や広場等を整備し、自治会やNPO等と連携して、自治会活動やイベントの開催のほか、コミュニティガーデンなどで活用することにより、多世代や同世代間の交流やつながりづくりを促進するとともに、高齢者の孤立化の防止を図ります。



市営住宅の計画的な建替え



ユニバーサルデザインの理念に基づく
機能更新（バリアフリー化など）



大規模団地の建替えに合わせた
地域の拠点の形成



② 公的賃貸住宅の連携強化

◆公的主体との連携強化

- ・県や市の居住支援協議会、福岡県住宅市場活性化協議会などにおいて、県や公社、都市再生機構などの公的主体と、住宅確保要配慮者の住まいの確保に係る課題や施策に関する情報を共有するとともに、相互連携を図りながら、市民や貸主、民間事業者、関係団体等に情報提供を行います。

◆公的賃貸住宅におけるセーフティネット機能の強化

- ・住宅セーフティネット機能の強化を図るため、公的賃貸住宅におけるセーフティネット住宅や居住サポート住宅の登録・認定を促進します。
- ・住宅確保要配慮者の多様化に対応するため、公的賃貸住宅において、居住支援法人等に空き住戸を貸貸し、法人が自立を目指す支援対象者に住宅を転貸し、入居者に対する生活支援や就労支援等を行うなど、自立支援スキームに取り組みます。
- ・今後特に単身高齢者世帯の増加が見込まれることから、公的賃貸住宅において、入居者に対し、安否確認のための緊急連絡先の登録促進や福祉局における見守りサービスの周知啓発を進めます。また、IoTを活用した安否確認や職員等による定期的な訪問など、高齢者の見守りスキームに取り組みます。

○都市再生機構による自立支援スキーム

UR と居住支援法人が定期建物賃貸借契約を締結し、当該居住支援法人が、自立を目指す支援対象者（例：一時的な離職者、母子世帯）に住宅を転貸し、当該支援対象者に生活支援や就労支援を行う取組みを福岡市と連携して実施しています（令和5年度～）。



○福岡市住宅供給公社による高齢者の見守り事業

市営住宅において、IoTを活用した安否確認と公社職員の定期的な訪問により見守りを行うモデル事業を実施しています（令和7年度～）。

IOT を活用した安否確認

冷蔵庫の扉等にセンサーを設置し、安否確認が必要な場合に、家族やご友人へお知らせ



公社職員の定期的な訪問

公社職員が定期的に訪問し生活状況を把握とともに、必要に応じて、福祉サービスへのつなぎを実施



[スキームのイメージ]

③ 民間賃貸住宅の有効活用

多様性

◆セーフティネット住宅等の供給促進

- ・高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を断らないセーフティネット住宅や、居住支援法人等が安否確認、見守り等を行う居住サポート住宅について、関係団体等と連携して周知啓発に取り組み、登録・認定を促進します。また、民間住宅の空家等を最大限活用するとともに、住宅確保要配慮者の多様なニーズに対応するため、登録・認定に係る面積基準を下表のとおり、当面の間緩和します。

<セーフティネット住宅及び居住サポート住宅の面積基準の緩和>

タイプ	新築住宅	既存住宅
一般住宅	25m ² 以上	18m ² 以上
台所等一部共用	18m ² 以上	13m ² 以上
共同居住型(単身世帯向け)	1人専用居室:9m ² 以上 住宅全体面積:(15A+10)m ² 以上	1人専用居室:7m ² 以上 住宅全体面積:(13A+10)m ² 以上
共同居住型(ひとり親世帯向け)	専用居室:12m ² 以上 (ただし、住宅全体の面積が(15×B+24×C+10)m ² 以上の場合、10m ² 以上) 住宅全体面積:(15×B+22×C+10)m ² 以上 (ただし、B≥1かつC≥1もしくはB=0かつC≥2)	

A:入居可能者数、A≥2
B:ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数
C:ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数

※既存住宅:建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅

※新築住宅:既存住宅以外の住宅

※台所等一部共用:共用部分に共同して利用する台所、収納設備又は浴室等を備える住宅

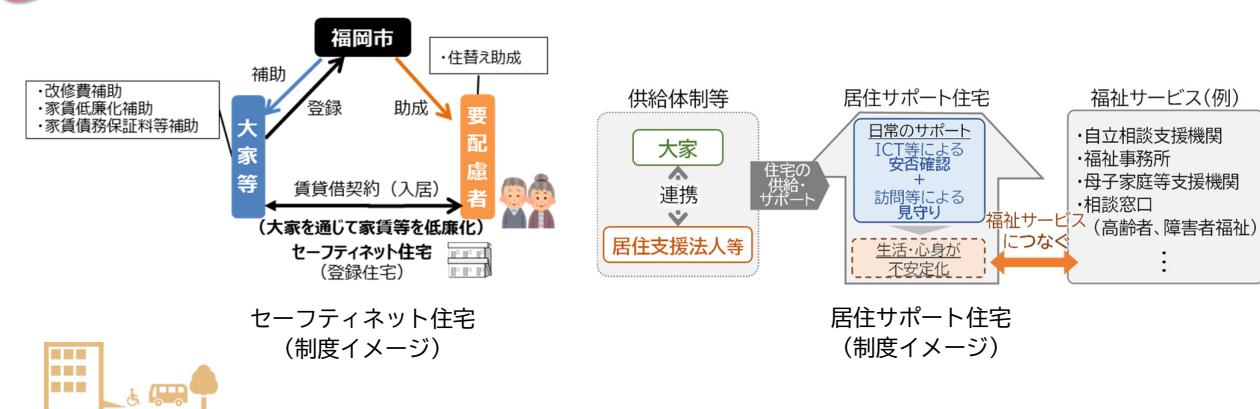
※共同居住型:共用部分に共同して利用するための居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室等、洗濯室を備える住宅

- ・関係団体等と連携し、終身建物賃借契約や居住支援法人による残置物処理、家賃債務保証業者の認定制度など、貸主の不安軽減に繋がり、賃貸住宅を提供しやすくなる取組みを促進します。また、セーフティネット専用住宅や居住サポート住宅について、家賃低廉化補助や家賃債務保証料等補助、住替え助成など、入居者負担軽減のための経済的支援を行い、供給を促進します。

◆セーフティネット住宅等の質の向上の促進

脱炭素

- ・セーフティネット専用住宅や居住サポート住宅について、改修費の補助を行い、住宅確保要配慮者の受け皿となる良質な民間賃貸住宅の確保を図ります。



基本方針

5

住宅確保要配慮者に対する 居住支援の充実



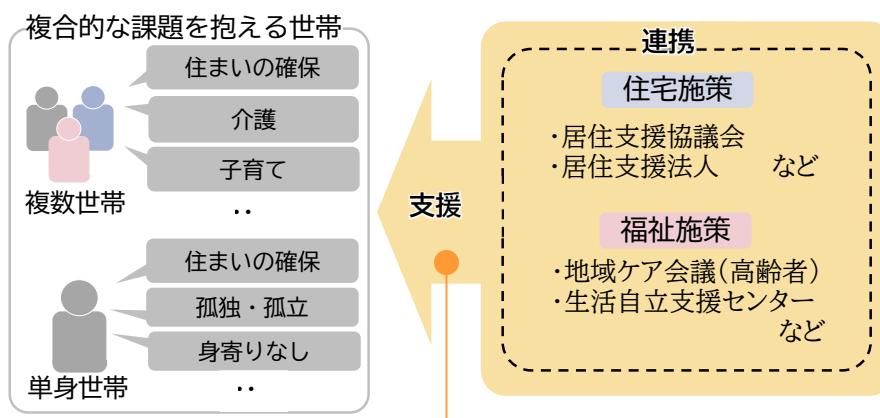
多様な主体や福祉施策との緊密な連携により、入居から退去まで切れ目のない支援を図るとともに、被災者への住宅支援の充実を図るなど、住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実を進めます。

施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
①	多様な主体と連携した 居住支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆福岡市居住支援協議会の充実 ◆居住支援法人等との連携強化
②	福祉と連携した入居・生活支援の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆入居から退去まで切れ目のない支援の充実 ◆公的賃貸住宅における支援の充実 ◆貸主が賃貸住宅を提供しやすい市場環境の整備
③	災害時の迅速な被災者支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆市営住宅の一時提供 ◆被災者支援の充実 ◆応急仮設住宅提供に係る体制の充実

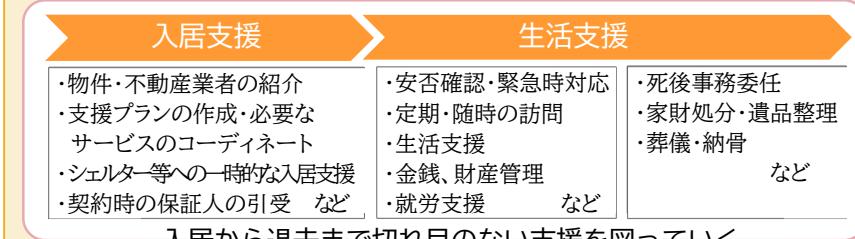
居住支援の全体像（対応イメージ）

住宅確保要配慮者は、生活面でも課題を抱えている場合が多いことから、福祉施策と住宅施策が緊密に連携し、相談から住まいの確保、入居後の生活支援まで、総合的・包括的に支援していきます。



○ 住宅確保要配慮者への居住支援

相談 → 物件探し → 入居 → 生活 → 退去



① 多様な主体と連携した居住支援体制の充実

◆福岡市居住支援協議会の充実

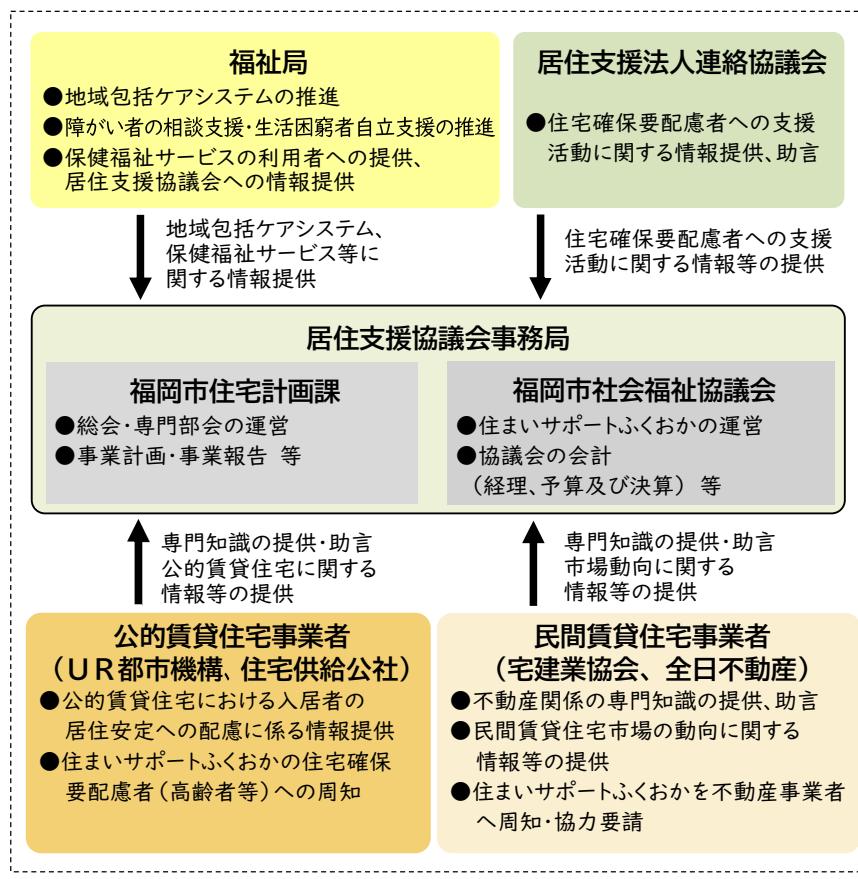
- ・福岡市居住支援協議会において、公的・民間賃貸住宅事業者等と、住宅確保要配慮者の入居・生活支援に係る課題や施策に関する情報共有を行うとともに、住宅セーフティネット法等の改正や、住宅確保要配慮者の状況等を踏まえた効果的な支援策を検討します。

◆居住支援法人等との連携強化

- ・県や関係団体等と連携し、居住支援協議会や居住支援法人連絡協議会等を通じて、住まい探し等の入居支援や見守り等の生活支援など、様々な取組みを行う居住支援法人等と情報共有や連携強化に取り組み、居住支援体制の充実を図ります。

○福岡市居住支援協議会

市や社会福祉協議会、公的・民間賃貸住宅事業者、居住支援法人等で構成し、住宅確保要配慮者の状況や民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図ることを目的に、情報共有、居住支援の検討・実施、各主体の連携等を行っています(H21.3 設立)。



[概要図]



② 福祉と連携した入居・生活支援の充実

多様性

◆入居から退去まで切れ目のない支援の充実

- ・住宅確保要配慮者は生活面でも課題を抱えている場合が多いことから、福岡市居住支援協議会で実施している「住まいサポートふくおか」や、居住支援法人により、お困りの状況に応じた入居支援や入居後の生活支援、相談対応に取り組み、入居から退去まで切れ目のない支援を行います。
- ・多様化・複雑化する住宅確保要配慮者のお困りの状況に幅広く対応するため、「住まいサポートふくおか」について、福祉局や多様な主体と連携し、支援団体や協力店、福祉事業をはじめとする関係機関等との連携の強化・拡充を図ります。

多様性

◆公的賃貸住宅における支援の充実

- ・公的賃貸住宅において、住宅確保要配慮者の状況等を踏まえながら、募集方法や家賃などによる入居優遇を推進します。
- 市営住宅においては、定期募集において、住宅確保要配慮者の状況を踏まえ、「倍率優遇方式」や、「戸数枠設定方式」による別枠での公募を行うとともに、随時募集による抽選によらない入居を行っており、引き続き、市内の住宅確保要配慮者の状況等を踏まえながら取り組みます。
- ・今後特に単身高齢者世帯が増加することを踏まえ、集会所や広場等での地域活動やイベント等による入居者間の交流を促進し入居者の孤立化の防止を図るとともに、福祉局や関係団体等と連携し、入居者の状況に応じた福祉的な支援や福祉サービスへのつなぎを行います。

多様性

◆貸主が賃貸住宅を提供しやすい市場環境の整備

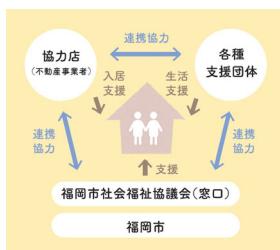
DX

- ・関係団体等と連携し、貸主の不安軽減に資する、終身建物賃貸借契約や、居住支援法人による残置物処理、家賃債務保証業者の認定制度などの普及促進や、居住支援法人等が安否確認、見守り等を行う居住サポート住宅の認定促進を図ります。
- ・在住外国人については、生活ルール・マナー等の周知啓発による理解促進や、多言語による生活情報の提供、生活に係る相談対応などに取り組みます。また、関係団体等と連携し、貸主への各種支援制度に関する情報提供に取り組みます。
- ・関係団体等と連携し、貸主の不安軽減に繋がり、単身高齢者世帯をはじめとする住宅確保要配慮者に賃貸住宅を提供しやすくなる各種制度や補助などの支援を貸主に対して周知します。

GOOD DESIGN AWARD
2022年度受賞



住まいサポートふくおかによる入居・生活支援
(制度イメージ)



広場等を活用した入居者の交流



③ 災害時の迅速な被災者支援の実施

◆市営住宅の一時提供

- ・地震等の大規模災害によって居住が困難になった方に、一時的な避難場所として、市営住宅等を迅速に提供します。

◆被災者支援の充実

- ・災害発生時に、戸建て住宅の被災者に、ビニールシート張りなどの応急処置を無償で実施できるよう、建設業関係団体等と協定を締結し、日頃より連絡体制を確認するなど、協力体制を構築します。

◆応急仮設住宅提供に係る体制の充実

- ・災害時に民間賃貸住宅の借り上げや仮設住宅の建設などの応急仮設住宅を迅速に提供できるよう、不動産関係団体や建設業関係団体等と協定を締結し、日頃より連絡体制の構築や供給能力の確認をするなど、協力体制を構築します。
- ・災害時に仮設住宅を早急に建設できるよう、日頃より必要数建設できる用地を確保するとともに、あらかじめ、高齢者や障がい者等のコミュニティを含め、多様性にも配慮した配置計画の作成等を行います。
多様性
- ・仮設住宅の入居手続きについては、作成や提出の手間を省略し、場所を問わず申請できる、オンラインでの対応も行います。
DX

<民間戸建住宅への被害拡大防止処置等に関する関係団体との協定の締結状況(R7.12時点)>

協定の内容	協定締結団体
被災したまたは被災の恐れのある 民間戸建住宅及びその敷地に、 市民からの要請に基づき、 応急処置を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 福岡防災機構 (中央区、城南区、早良区、西区) ・一般社団法人 福岡市建設業協会 (東区、博多区、南区)

<応急仮設住宅に関する関係団体との協定の締結状況 (R7.12時点) >

応急仮設住宅	協定締結団体
建設型応急住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 全国木造建設事業協会 ・一般社団法人 日本木造住宅産業協会 ・一般社団法人 プレハブ建築協会 ・福岡県建築物災害対策協議会
賃貸型応急住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 ・公益社団法人 全日本不動産協会福岡県本部



市営住宅の一時提供



建設型応急住宅の提供



基本目標3 豊かさと安全・安心をそなえた住生活の実現

基本方針

6

安全・安心な住生活を実現する 住まいづくり・まちづくりの推進



災害に強く防犯性の高い住まい・まちづくりの促進や、防災に関する地域等の取組みの支援を図るなど、安全・安心な住生活を実現する住まいづくり・まちづくりを進めます。

施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
①	災害に強い住まい・まちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅の耐震化の促進 ◆安全な居住環境の形成促進 ◆防災力向上に資する整備促進
②	防災に関する地域等の取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域防災力の向上の促進 ◆防災に関する周知啓発
③	防犯性の高い住まい・まちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆防犯性の高い住まい・まちづくりの周知啓発 ◆地域防犯力の向上の促進

① 災害に強い住まい・まちづくりの促進



住宅の耐震化



狭あい道路の拡幅

② 防災に関する地域等の取組みの促進



防災に係る出前講座



防災・減災マニュアルによる周知啓発

③ 防犯性の高い住まい・まちづくりの促進



手引き等による周知啓発

① 災害に強い住まい・まちづくりの促進

◆住宅の耐震化の促進

- 木造戸建て住宅や共同住宅の所有者等に対し、耐震診断や耐震改修等に係る費用の補助を行い、住宅の耐震化を促進します。
- 住宅の耐震診断・耐震改修の重要性について、市民向けにわかりやすく周知啓発するセミナーを開催するとともに、住宅の耐震化に係る補助制度や固定資産税・所得税の減額措置、融資の優遇制度等について、関係団体等と連携し、情報提供を行います。

◆安全な居住環境の形成促進

- 幅員4m未満の市道（狭い道路）について、後退用地の整備等に係る費用の補助を行い、拡幅を促進します。
- 通行人など市民の安全確保に向け、避難路沿いの危険なブロック塀について、除却に係る費用の補助を行い、撤去・改修を促進します。
- 電気火災の抑制に向け、地震の揺れをセンサーが感知しブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める感震ブレーカーの周知啓発を行います。
- 老朽化した木造建築物が密集している地区などへ、木造住宅の耐震化や狭い道路の拡幅等に係る補助制度、感震ブレーカーの設置等について周知啓発するとともに、国や他都市の動向も注視しながら、効果的な方策を検討します。

◆防災力向上に資する整備促進

- 「福岡市総合設計制度」において、一定の広場や地域コミュニティ施設の整備に対して容積率加算の特例を行うことや、市営住宅を建替える際に、災害発生時に避難場所等のような利用もできる広場や集会所の整備を促進します。
- 太陽光発電設備と蓄電池をパッケージで補助や周知することにより、発電した電力を災害時にも利用できる環境づくりを促進します。
脱炭素



住宅の耐震化の支援
(補助金、情報提供など)

狭い道路の拡幅に係る補助



施策の展開方向

② 防災に関する地域等の取組みの促進

◆地域防災力の向上の促進

- ・マンション管理計画認定制度の認定基準において、防災に向けた取組みの実施を市独自基準として定め、マンションにおける防災計画の作成や防災訓練の実施等を促進します。
- ・自主防災組織に対し、防災リーダーの育成や、防災訓練時の指導を行うなど、自主防災組織の防災訓練等の活動を支援し、地域防災力の向上を促進します。
- ・平常時には近くの避難所の位置や設備一覧を地図で表示するほか、避難所へのルートを確認でき、災害時には市との情報共有ができる、防災アプリ「ツナガル+」や、緊急情報、気象警報といった防災情報をお届けする「防災メール」などについて、SNSや校区防災訓練、出前講座等において普及啓発し、災害時の円滑な避難を促進します。
DX

◆防災に関する周知啓発

- ・日常生活の中での地震への備えや、災害時にマンション内で起こる様々な問題や主な対応策をまとめた「マンション防災・減災マニュアル」について、ホームページやマンション管理基礎セミナー等において周知啓発し、マンションにおける防災・減災に関する知識の取得や防災意識の向上を促進します。
- ・洪水、津波、土砂災害、高潮、搖れやすさ等の災害リスクや最寄りの避難所等の情報をまとめたハザードマップについて、ホームページやSNS、出前講座等において周知啓発し、災害発生時における市民の自主的な避難を促進します。
DX
- ・市政だより等の印刷物やホームページ等での防災に係る情報提供や、防災に係る出前講座等を実施し、災害時の対応や事前の備え等の理解の増進を図ります。

施策の展開方向

③ 防犯性の高い住まい・まちづくりの促進

◆防犯性の高い住まい・まちづくりの周知啓発

- ・住まいの防犯対策、犯罪に配慮した住宅の構造や設備、IT 機器の活用などについて、県等と共同発行する「住まいづくりの手引き」や「マンション管理の手引き」等により周知啓発し、防犯性の向上を促進します。
DX
- ・住宅等の構造や設備等について、犯罪の防止に配慮した事項を示した「防犯環境設計指針」を市民や事業者に向けて広報啓発し、防犯環境の形成を促進します。

◆地域防犯力の向上の促進

- ・自治協議会等による安全安心マップの作成を支援し、市民が校区内における危険箇所を認識するなど市民の防犯意識を高めるとともに、地域におけるパトロール活動に活用するなど、防犯活動の促進を図ります。
- ・犯罪の抑止や犯罪発生時の犯人の特定等に効果のある街頭防犯カメラの設置助成、路上における各種犯罪を防止するために有効な LED 防犯灯の設置補助などを行い、地域の防犯体制の強化を促進します。
脱炭素

基本方針

7

環境に配慮した 住まいづくりの推進



脱炭素社会の実現に向け、新築と既存の両面で環境に配慮した住宅の供給を促進するとともに、緑化や木材利用の促進などの環境と共生するまちづくりに取り組むなど、環境に配慮した住まいづくりを進めます。

施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
①	環境に配慮した住宅の供給促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間住宅における環境に配慮した住宅の供給促進 ◆公的賃貸住宅における環境に配慮した住宅の供給推進
②	環境と共生するまちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑化の促進 ◆木材利用の促進 ◆脱炭素に資する設備等の導入促進

① 環境に配慮した住宅の供給促進



断熱改修等に係る情報提供



市営住宅における脱炭素の取組み
(太陽光発電設備、EVカーシェアの実施など)

② 環境と共生するまちづくりの促進



住宅地の緑化（緑化助成）



市営住宅の集会所の木造化



施策の
展開方向

① 環境に配慮した住宅の供給促進

脱炭素

◆民間住宅における環境に配慮した住宅の供給促進

- 省エネルギー化が図られるとともに、長期にわたり良好な状態で使用することによって環境負荷軽減が図られる「長期優良住宅」について、制度や課税の特例等の周知に取り組み、普及を促進します。
- 関係団体等と連携し、市や国・県等の断熱改修に係る補助や金利・税の優遇制度、蓄電池や家庭用燃料電池などの住宅用エネルギーシステムの設置などに係る費用の補助等の周知啓発を行い、住宅や設備等の省エネルギー化を促進します。
- 国・県や関係団体等と連携し、賃借や購入する際に省エネ性能の把握や比較が可能となる「省エネ性能表示制度」を周知啓発するとともに、耐震改修補助を行う際に断熱改修に係る補助等も情報提供し、断熱改修を促進します。
- DX** ZEH や断熱改修等のデータを収集し、オーナーと賃借人の両方の視点からのメリットと合わせて情報提供するなど、民間住宅において ZEH や断熱性能が住宅選びの判断基準となることを目指して周知啓発に取り組みます。
- DX** 誰もが容易にアクセスできて欲しい情報が得られるポータルサイトを開設し、断熱改修等の補助制度や税・融資の優遇制度、断熱改修による健康面への効果などの情報提供を行います。

脱炭素

◆公的賃貸住宅における環境に配慮した住宅の供給推進

- 脱炭素社会の実現に向け、公的賃貸住宅において、ZEH 水準の省エネ性能を確保した住棟の整備を進めます。
- 市営住宅においては、これまでの太陽光発電設備の施行設置や新技術の開発の状況等を踏まえながら、太陽光発電設備の適所での活用など、市営住宅に適した脱炭素の取組みについて検討します。また、太陽光発電の余剰電力を活用したEVカーシェア事業の検証を行い、拡充について検討します。

○住宅の省エネ基準の変遷（建築物省エネ法）

省エネ基準の変遷	外皮性能		設備
	断熱性	日射遮蔽性	
S55 旧省エネ基準	基準新設		
H4 新省エネ基準	基準強化	基準新設	
H11 次世代省エネ基準	基準強化	基準強化	
▶ H18 大規模住宅(2,000 m ² 以上)の届出義務化			
H28 H28省エネ基準	次世代省エネ基準同等 (算定方法見直し)		基準新設
▶ H29 中規模住宅(300~2,000 m ² 未満)の届出義務化			
▶ R3 小規模住宅(300 m ² 未満)の説明義務化			
▶ R7 全住宅の適合義務化			
未定	遅くとも令和12年までに義務基準をZEHレベルに引き上げ		



② 環境と共生するまちづくりの促進

脱炭素 ◆緑化の促進

- ・一戸建の庭・壁面や、共同住宅等のベランダの緑化に対して費用を助成するなど、緑化の促進に取り組みます
- ・市ホームページや SNS などを活用するとともに、企業との連携による情報発信など、多様な手法を用いて、市の緑化に関して情報提供を行います。

脱炭素 ◆木材利用の促進

- ・市営住宅において、建替え等の際に内装材に木材を使用するなど、木材利用を推進します。また、木材利用に係る相談対応を行うとともに、民間施設における地域産材を積極的に活用した取組みについて、木質化等に係る費用を補助し、地域産材の利用を促進します。
- ・市ホームページによる木材利用等の事例や、国事業の「中大規模木造建築ポータルサイト」による木造建築の設計技術情報などの情報提供を行い、木材利用を促進します。
- ・市営住宅の建替えや、狭小な集会所を単独で建替える際には、住棟外の集会所等は木造とし、木材利用を推進します。

脱炭素 ◆脱炭素に資する設備等の導入促進

- ・集合住宅における充電設備の設置に係る費用を助成し、電気自動車等の普及を促進します。
- ・国の宅配ボックスの設置に係る補助制度等の周知啓発を図るとともに、市営住宅において自治会からの要望があった際には宅配ボックスの設置を認めるなど、再配達の削減による物流の効率化や環境負荷の低減等に資する宅配ボックスの普及啓発を行います。



住宅地の緑化（緑化助成）



市営住宅の集会所の木造化
(イメージ)



基本方針
8住生活を支えるコミュニティの
形成促進

市民への周知啓発や自治会への支援などにより、地域活動への参加や交流を促進とともに、大規模団地の建替えなどにおける地域の拠点づくりを促進するなど、住生活を支えるコミュニティの形成を進めます。

施策の展開方向

施策の展開方向	主な取組施策
① 良好的なコミュニティ形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニティ形成に向けた周知啓発 ◆自治会等の活動に係る支援 ◆活動場所の確保に係る支援 ◆公的賃貸住宅における取組みの充実
② 地域共生に向けた環境整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の交流拠点の整備の促進 ◆イベント等による繋がりの創出

① 良好的なコミュニティ形成の促進



自治会等の活動への支援
(補助金、専門家の派遣など)



集会所や広場等の整備・有効活用
(地域活動やイベントの開催など)



② 地域共生に向けた環境整備の促進



地域が利用可能な
屋外環境の整備



周辺地域を含むイベントの開催



① 良好なコミュニティ形成の促進

◆コミュニティ形成に向けた周知啓発

- DX
- ・自治会・町内会、自治協議会等の活動情報などを発信する、地域コミュニティサイト「ふくコミ」等により、地域活動の取組みや参加を促す情報を発信するとともに、地域がデジタルで情報発信を行う際に活用できるツールや事例、補助金等を情報提供し、地域の情報発信を支援します。
 - ・マンションにおける、円滑な管理運営や緊急時対応、単身高齢世帯の孤独・孤立化等の防止、良好なコミュニティ形成等に向け、マンション管理計画認定制度等による居住者名簿の作成や適宜更新を促進するとともに、専門家派遣などの地域活動への支援によるマンションにおける多世代や同世代間の交流やつながりづくりを促進します。
 - ・「集合住宅向けの自治会・町内会加入促進のてびき」の配布や、マンション管理組合に加入促進に向けたチラシを配布するなどの周知啓発を図るとともに、住宅開発をはじめとする関係団体等に協力の働きかけを行うなど、加入の促進を図ります。

◆自治会等の活動に係る支援

- ・自治会・町内会、自治協議会等が行う地域の活性化や課題解決に向けた幅広い活動に補助を行い、地域の主体的な活動を支援します。
- ・自治会・町内会、自治協議会等が実施する研修やワークショップ等に、地域活動についての経験や技能等を持ち、助言ができる専門家を派遣し、地域活動をサポートします。

◆活動場所の確保に係る支援

- ・自治会・町内会等が集会施設の新築・購入や、修繕、借り上げ等を行う際に、費用の補助を行い、地域のニーズを踏まえた集会施設の確保を促進します。
- ・空き家を改修し交流施設などで活用する際に改修費の補助を行い、地域の特性を踏まえた交流施設の整備を促進します。
脱炭素

◆公的賃貸住宅における取組みの充実

- 多様性
- ・公的賃貸住宅において、単身者世帯や子育て世帯など、多様な世帯が入居可能な複数の住戸タイプの供給を行うとともに、子育て世帯の優先入居を行うなど、コミュニティバランスに配慮した住宅の供給・入居支援に取り組みます。
 - ・自治会やNPO、大学等と連携し、公的賃貸住宅の集会所や広場等を活用して、地域活動やイベント等を開催するなど、多世代や同世代間の交流やつながりづくりを促進します。
 - ・公的賃貸住宅において、入居者の交流や高齢者の安否確認に資するコミュニティガーデンの導入や利用を促進し、良好な地域コミュニティの形成や高齢者の孤立化の防止を図ります。



地域コミュニティサイト等
による自治会等の情報発信



自治会・町内会の
加入促進チラシの配布



空き家改修費の補助による
交流施設の整備



コミュニティガーデンの導入
(敷地内菜園)



② 地域共生に向けた環境整備の促進

多様性

◆地域の交流拠点の整備の促進

- ・公的賃貸住宅において、大規模団地の建替えにより創出した将来活用地（余剰地）や、既存団地内に、地域課題解決に資する交流施設、地域も利用可能な施設や屋外通路・広場等の誘致を促進します。
- ・公的賃貸住宅において、建替えや改修などの際には、団地だけでなく周辺地域の利用も考慮して、集会所や広場等の屋外環境を整備し、地域の交流拠点づくりを促進します。

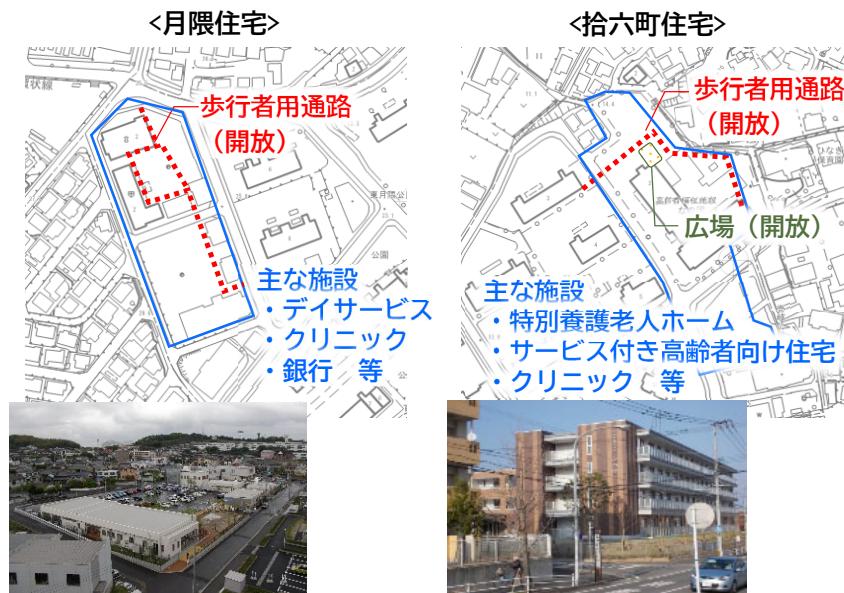
◆イベント等による繋がりの創出

- ・自治会やNPO、大学等と連携し、集会所や広場等において、周辺地域を含む地域活動やイベント等を開催するなど、多世代や同世代間の交流やつながりづくりを促進します。

○市営住宅の将来活用地を活用した地域の拠点づくり

大規模な市営住宅の建替えにおいては、住棟の高層化等により将来活用地を創出し、地域課題などに対応した機能を誘導しており、民間事業者が、地域も利用可能な施設の導入や屋外通路等の開放を実施しています。

【実績】



住み続けられる居住環境の整備



地域の魅力・特性に応じて、良好な居住環境の形成や定住化を促進するなど、住み続けられる居住環境の整備を進めます。

施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
① 地域の魅力・特性に応じた居住環境の整備の促進		<ul style="list-style-type: none"> ◆良好な居住環境の形成促進 ◆農山漁村地域等における定住化の促進 ◆郊外の住宅団地や団地型マンションの維持修繕・再生の促進

① 地域の魅力・特性に応じた居住環境の整備の促進



地域のまちづくり活動の支援



良好な居住環境の形成
(地区計画等)



公的賃貸住宅の大規模団地の建替え
に合わせた地域の拠点づくり



公的賃貸住宅の既存団地での
地域の拠点づくり



① 地域の魅力・特性に応じた居住環境の整備の促進

◆良好な居住環境の形成促進

- 建築物や敷地等のルールを定める「建築協定」や、一定のまとまりを持った地区に道路、公園などの地区施設の配置や建築物の建て方のルールなどを定める「地区計画」、地域主体のまちづくりルールの策定などの活動に対してアドバイザーやコンサルタント派遣等の支援を行い、地域の特性に応じた良好な居住環境の形成を促進します。
- 公的賃貸住宅において、大規模団地の建替えにより創出した将来活用地（余剰地）や、既存団地内に、地域課題解決に資する福祉施設、子育て支援施設、交流施設などを誘致し、地域の拠点づくりを促進します。
多様性
- 校区の特色や実情等を把握できる「校区データ」や、校区の危険な箇所等の情報を確認できる「安全安心マップ」などの情報提供を行います。
DX
- 犯罪の抑止や犯罪発生時の犯人の特定等に効果のある街頭防犯カメラの設置助成、路上における各種犯罪を防止するために有効な LED 防犯灯の設置補助などを行い、地域の防犯体制の強化を促進します。
脱炭素

◆農山漁村地域等における定住化の促進

- 市街化調整区域における地域コミュニティの維持・活性化に向け、住宅を中心に小規模な建築物の立地を可能とする「区域指定型制度」や、空き家活用などの地域の主体的な取組みを支援し、定住化を促進します。
脱炭素
- 離島（玄界島・小呂島）において、住みやすく活力と魅力ある島づくりに向け、島の状況を踏まえるとともに、地域とも協議しながら、空き家や市営住宅の活用などの地域の主体的な取組みを支援し、定住化を促進します。
脱炭素
- 新規漁業就業者向けの家賃補助や、地域の特性や住宅の状況等を踏まえた対策など、農林水産業の担い手確保に資する入居・居住に係る支援に取り組みます。

◆郊外の住宅団地や団地型マンションの維持修繕・再生の促進

- 住宅のリフォームに係る補助制度等やメンテナンス時期等の情報提供を行うことにより、郊外の住宅団地等の適切な管理・更新を促進します。また、団地型マンションについては、円滑な維持・再生に係る支援を行います。
脱炭素
- 子育て世帯への住替えに係る支援や、関係団体等と連携した既存住宅の流通促進等により、郊外の住宅団地等における空き家の発生の抑制を図ります。
- 郊外の住宅団地や団地型マンションについては、引き続き、人口動向等の状況を把握しながら、必要に応じて、区役所などの関係部局と連携し、地域ごとの課題を踏まえた対策を検討します。

○区域指定型制度

区域指定型制度では、人口減少などの課題を抱える市街化調整区域において、地域のコミュニティの維持・活性化を目的として地域の合意がなされた区域について市が指定を行ないます。

○指定する区域の主要な要件

- 指定既存集落内又は、指定既存集落内から 50m の範囲内
- 50 戸連たんしていること
- 平成7年と比較し人口が減少している
- 災害ハザードエリアを除外することなど

○指定区域内であれば

- 空地に誰でも住宅等を建てることができる
- 敷地の余剰部分を分割して、宅地として活用できる
- 空家を賃貸住宅や賃貸店舗として第三者に貸すことができる



基本目標4 良質な住宅ストックの将来への継承

基本方針
10

良好なマンションの形成に向けた取組みの推進

<マンション管理適正化推進計画>



管理組合の自主的な管理運営や維持修繕・再生に係る支援、管理不全マンションへのpushy型の支援などにより、マンションの管理適正化を図るとともに、居住者への良質な居住環境確保に係る周知啓発など、良好なマンションの形成に向けた取組みを進めます。

マンション管理適正化推進計画の基本的事項

<マンションの管理の適正化に関する目標>

マンション管理適正化推進計画のマンションの管理の適正化に関する目標は、成果指標(P.100)の基本方針10の成果指標とします。

施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
①	管理組合の自主的かつ適正な管理運営や円滑な維持修繕・再生の促進	◆良好な管理運営の維持促進 ◆管理運営の適正化の促進 ◆円滑な維持修繕・再生の促進
②	管理不全マンションの予防・改善に向けた適正管理への誘導	◆マンションの管理運営状況の把握 ◆管理不全マンション等へのpushy型の支援
③	安全・安心・快適な住生活を支える良質な居住環境の確保	◆マンションの防災力向上の促進 ◆良好なコミュニティ形成の促進 ◆良好な居住環境の形成に向けた周知啓発

施策の見取り図（対応イメージ）



施策の
展開方向

① 管理組合の自主的かつ適正な管理運営や円滑な維持修繕・再生の促進

◆良好な管理運営の維持促進

- ・マンションの管理水準の維持向上を図るため、一定の基準を満たす適切な管理計画を持つマンションを認定する「マンション管理計画認定制度」について、関係団体等と連携し、制度の周知啓発を図るとともに、専門家による相談対応や認定取得に要する費用の補助などの認定取得に向けた支援を行います。また、マンション管理適正化センターが新築マンションの管理計画案を認定する「予備認定制度」についても、あわせて周知啓発を図り、促進します。
- ・県や関係団体等と連携して年2回開催する「マンション管理基礎セミナー」・「マンション管理無料相談会」、県等と共同発行する「マンション管理の手引き」、市政だよりや市ホームページ等による情報発信、マンション管理組合へのプッシュ型の情報提供などにより、マンション管理運営に係る情報提供や市の支援制度の周知啓発を行い、良好な管理運営を促進します。
- ・福岡市マンション管理支援機構において、マンションの状況や課題等の情報共有、支援事業の連携強化や新たな支援の検討を行います。また、「マンション管理適正化法」に基づき指定する「マンション管理適正化法人」等の活用など、マンション関連法等の改正に伴う新たな制度の活用等について検討します。

○福岡市マンション管理支援機構

市や公的賃貸事業者、マンション関連団体、専門家団体等で構成し、管理組合の適正な管理運営を支援することを目的に、マンションに関する管理や維持修繕、再生・建替え等に係る情報交換、協議、相互協力等を行っています(H16.4 設立)。

構成 団体	(一社) 福岡県マンション管理士会 NPO法人福岡マンション管理組合連合会 (一社) マンション管理業協会九州支部 福岡マンション問題研究会 (一社) 日本マンション学会 九州支部 (一社) 再開発コーディネーター協会 マンション建替えアドバイザーネットワーク九州支部 (独) 住宅金融支援機構九州支店 (独) 都市再生機構九州支社 (一財) 福岡県建築住宅センター／福岡市住宅供給公社／福岡市
活動 内容	管理組合の適正な管理運営の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・マンションの管理に関する情報の収集と提供 ・マンションの管理に関する調査・研究・提言 ・マンションの管理に関する相談支援 ・マンションの良好な維持管理に関する普及啓発 ・マンションの再生や建替えに関する研究 ・その他機関の目的達成に必要な事業

◆管理運営の適正化の促進

- ・マンションを含む住まいに関する様々な相談等について、「福岡市住宅相談コーナー」において建築相談員が対応します。また、専門的な知識が必要な「マンション管理」や「マンションライフサイクルシミュレーション」に係る相談等について、関係団体等と連携し、各専門家が福岡市住宅相談コーナーの「特別相談」において対応し、良好なマンション管理運営を促進します。
- ・マンション管理組合の自立的運営や適正な管理を支援するため、関係団体等と連携し、管理組合の相談等に対応できるマンション管理士を派遣します。また、築40年を超える高経年マンションは、居住者の高齢化等に伴い、様々な課題が顕在化していると考えられることから、アドバイザー派遣や相談対応などの支援を強化した「高経年マンション運営支援事業」などを実施します。
- ・マンション管理運営の適正化を図るために、関係団体等と連携し、マンション管理組合の管理規約について、国土交通省が定める標準管理規約と照合し適正性を診断する「マンション管理規約適正性診断」に取り組みます。

◆円滑な維持修繕・再生の促進

- ・長寿命化工事に必要な修繕積立金の確保に向け、マンション管理組合に対し、国の長期修繕計画の作成や修繕積立金に関するガイドラインを踏まえた長期修繕計画の作成や見直しに係る費用の補助、専門家による相談対応などの支援を行い、マンションの適切な維持修繕を促進します。
- ・高経年マンションの管理組合に対し、建替えや敷地売却、リノベーションなどの再生についての検討・活動に係る費用の補助、建替え等の専門家による相談対応などの支援を行い、マンションの再生を促進します。
- ・「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に基づき、耐震性不足等でのマンションの建替え等で一定の要件を満たす場合は、「福岡市マンション建替型総合設計制度」により容積制限や高さ制限の緩和を行い、建替えを希望するマンションの建替えを促進します。
- ・誰もが容易にアクセスできて欲しい情報が得られるポータルサイトを開設し、マンションの維持修繕や再生、管理の適正化に係る事例やIoT等を活用した先進的な取組み、市や国の実態調査等におけるデータなどの情報提供を行います。



マンション管理計画認定制度の
周知啓発、認定に係る支援



マンション管理に係る周知啓発
(基礎セミナーなど)



長期修繕計画の作成・見直しや
建替え等の検討に係る支援



施策の
展開方向

② 管理不全マンションの予防・改善に向けた適正管理への誘導

◆マンションの管理運営状況の把握

- DX
- ・マンション管理組合を対象に、アンケート等による「マンション管理組合実態調査」を実施するとともに、関係団体等と連携し、回答のないマンション等に対して、訪問やダイレクトメール等によるフォローアップ調査を行います。また、建築基準法第12条に基づく定期報告との連携、他都市の取組み等も参考に、管理運営状況の把握拡大に資する取組みを検討し、マンションの管理運営の実態把握を進めます。
 - ・関係団体等と連携し、マンション管理組合実態調査の調査方法や質問内容の見直しなど、回答率向上に向けた方策を検討します。

◆管理不全マンション等へのプッシュ型の支援

- ・マンション管理組合実態調査やフォローアップ調査等を踏まえ、管理不全マンションやその兆候が見られるマンション管理組合に対して、関係団体等と連携し、管理運営状況の改善に向けた情報提供や支援制度を紹介するなど、働きかけるとともに、専門家を継続的に派遣し支援を行う「管理不全マンション継続支援事業」などを実施し、改善を促進します。また、公的機関である福岡市住宅供給公社において、マンション管理組合からの委託を受けてマンションの修繕やマンションの管理に関する事業を実施することを検討します。
- ・管理不全マンションに対して、「福岡市マンション管理適正化指針」に基づき、助言・指導及び勧告を実施し、改善に向けた働きかけを行います。なお、助言・指導及び勧告は、福岡市が別途定める判断基準の目安に基づき実施するものとします。

③ 安全・安心・快適な住生活を支える良質な居住環境の確保

◆マンションの防災力向上の促進

- 日常生活の中での地震への備えや、災害時にマンション内で起こる様々な問題や主な対応策をまとめた「マンション防災・減災マニュアル」について、ホームページやマンション管理基礎セミナー等において周知啓発し、マンションにおける防災・減災に関する知識の取得や防災意識の向上を促進します。
- マンション管理計画認定制度の認定基準において、防災に向けた取組みの実施を市独自基準として定め、マンションにおける防災計画の作成や防災訓練の実施等を促進します。
- 平常時には近くの避難所の位置や設備一覧を地図で表示するほか、避難所へのルートを確認でき、災害時には市との情報共有ができる、防災アプリ「ツナガル+」や、緊急情報、気象警報といった防災情報をお届けする「防災メール」などについて、SNSや校区防災訓練、出前講座等において普及啓発し、災害時の円滑な避難を促進します。
DX

◆良好なコミュニティ形成の促進

- マンションにおける、円滑な管理運営や緊急時対応、単身高齢世帯の孤独・孤立化等の防止、良好な多様性コミュニティ形成等に向け、マンション管理計画認定制度等による居住者名簿の作成や適宜更新を促進するとともに、専門家派遣などの地域活動への支援によるマンションにおける多世代や同世代間の交流やつながりづくりを促進します。
- 「集合住宅向けの自治会・町内会加入促進のてびき」の配布や、マンション管理組合に加入促進に向けたチラシを配布するなどの周知啓発を図るとともに、住宅開発をはじめとする関係団体等に協力の働きかけを行うなど、加入の促進を図ります。

◆良好な居住環境の形成に向けた周知啓発

- 誰もが容易にアクセスできて欲しい情報が得られるポータルサイトを開設し、マンションにおける防災や脱炭素コミュニティ形成・高齢者世帯などの生活支援、断熱改修や耐震改修、バリアフリー改修などの居住環境の質の向上等に係る補助制度や税・融資の優遇制度等の情報提供を行います。
- マンション所有者としての義務や責任、社会における役割等について、関係団体等と連携し、自覚を促す周知啓発に取り組み、マンションの適切な管理運営・維持管理を促進します。



管理計画認定制度による
防災に係る取組みの促進
(認定基準に位置づけ)



自治会・町内会の
加入促進チラシの配布



マンション向けの情報提供
(ポータルサイトの開設など)



基本方針
11**空き家対策に向けた取組みの推進
<空家等対策計画>**

居住時からの啓発により、空き家化の予防・適切な管理を促進するとともに、空き家の多様な利活用や流通の促進、放置空家等の解消など、空き家対策に向けた取組みを進めます。

空家等対策計画の基本的事項**<用語の定義>****(1)空家等****空家特措法第2条第1項に規定する「空家等」**

(建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。)

(2)放置空家等

空家等のうち、所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)による管理がされておらず、周辺の生活環境に悪影響を与えているものをいう。

(3)特定空家等**空家特措法第2条第2項に規定する「特定空家等」**

(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態又は著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。)

(4)管理不全空家等**空家特措法第13条第1項に規定する「管理不全空家等」**

(空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等)

(5)空き家**住宅・土地統計調査(総務省)で定義する「空き家」**

(居住世帯のない住宅で、一時現在者のみの住宅(昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅)及び建築中の住宅を除く住宅)

<対象とする空家等の地区および種類>

- ・計画の対象とする地区は、空家等は市内全域に分布していることから、市全域を対象とします
- ・計画の対象とする空家等の種類は、「空家特措法」第2条第1項に規定する「空家等」とします。また、空家等の発生抑止の観点から、周知啓発や利活用等の予防的な取組みに関しては、空家等に至っていないものも含むこととします。

※空家等（法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体宅が所有し、又は管理するものを除く。

<空家等の調査に関する事項>

基本的に国が5年ごとに実施する「住宅・土地統計調査」に基づき、本市全域の空き家の状況を把握します。また、平成29年度～令和元年度と令和4年度～令和6年度に行った「福岡市空家等実態調査」の調査結果を基に、アンケート調査等を実施するなど、必要な調査を実施します。

<福岡市空家等実態調査の概要>

・平成29年度～令和元年度

調査区域：福岡市全域

調査方法：現地調査（外観調査）

・令和4年度～令和6年度

調査区域：駅から2km以上離れた区域

調査方法：現地（外観調査）及び登記簿等の確認、アンケートによる調査



<空き家等に関する相談への対応>

(1) 庁内の相談体制

空き家に関する一般的な相談については、住宅計画課内に設置する「福岡市住宅相談コーナー」で受け付けます。

また、空き家の利活用に関する相談は、住宅計画課が、市民又は地域からの放置空家等に関する相談は、当該空家等が所在する区役所又は建築物安全推進課が窓口となって対応します。

相談内容	相談窓口
空き家に関する一般的な相談	福岡市住宅相談コーナー (本庁住宅計画課内)
空き家の利活用に関する相談	住宅都市みどり局住宅計画課（本庁）
放置空家等に関する相談	各区役所、 住宅都市みどり局建築物安全推進課（本庁）

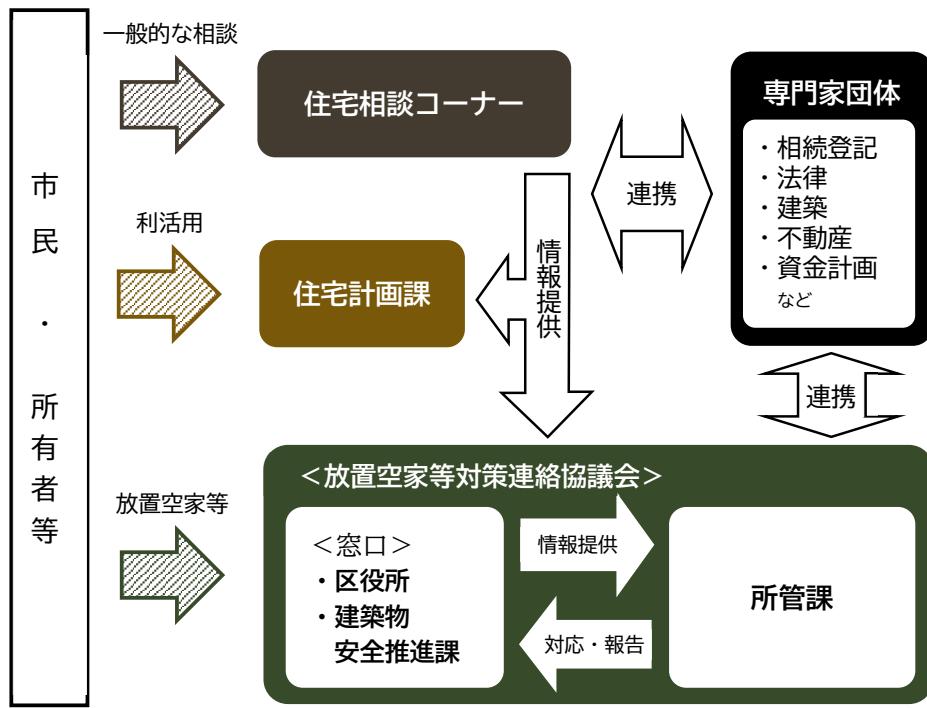
(2) 専門家と連携した相談体制

各相談窓口で受け付けた市民からの相談で、より専門的な知識が必要となるものについては、市と市民相談に関する協定を締結する専門家団体と連携しながら対応します。

相談内容	専門家
相続登記、成年後見人制度に関する相談	福岡県司法書士会
法律に関する相談	福岡県弁護士会
建築（住宅設計など）に関する相談	公益社団法人 日本建築家協会九州支部福岡地域会
不動産に関する相談	公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会
資金計画に関する相談	特定非営利活動法人 ファイナンシャル・プランナーズ協会

<実施体制>

空家等に関する一般的な相談、利活用に関する相談の他、特定空家等を含む放置空家等に関する相談については、関係部署が複数にまたがる場合が多いため、庁内で「放置空家等対策連絡協議会」を組織し、情報共有を図りながら対応します。



[実施体制イメージ]

内容	所管課
建築物、工作物の安全対策に関する事項	住宅都市みどり局 建築物安全推進課
台風接近時の飛散防止対策に関する事項 及び通行禁止対策に関する事項	市民局 防災推進課
除草対策、害虫対策に関する事項	保健医療局 生活衛生課
ごみの不法投棄に関する事項	環境局 産業廃棄物指導課
道路の安全対策に関する事項	道路下水道局 路政課
火災予防対策に関する事項	消防局 予防課

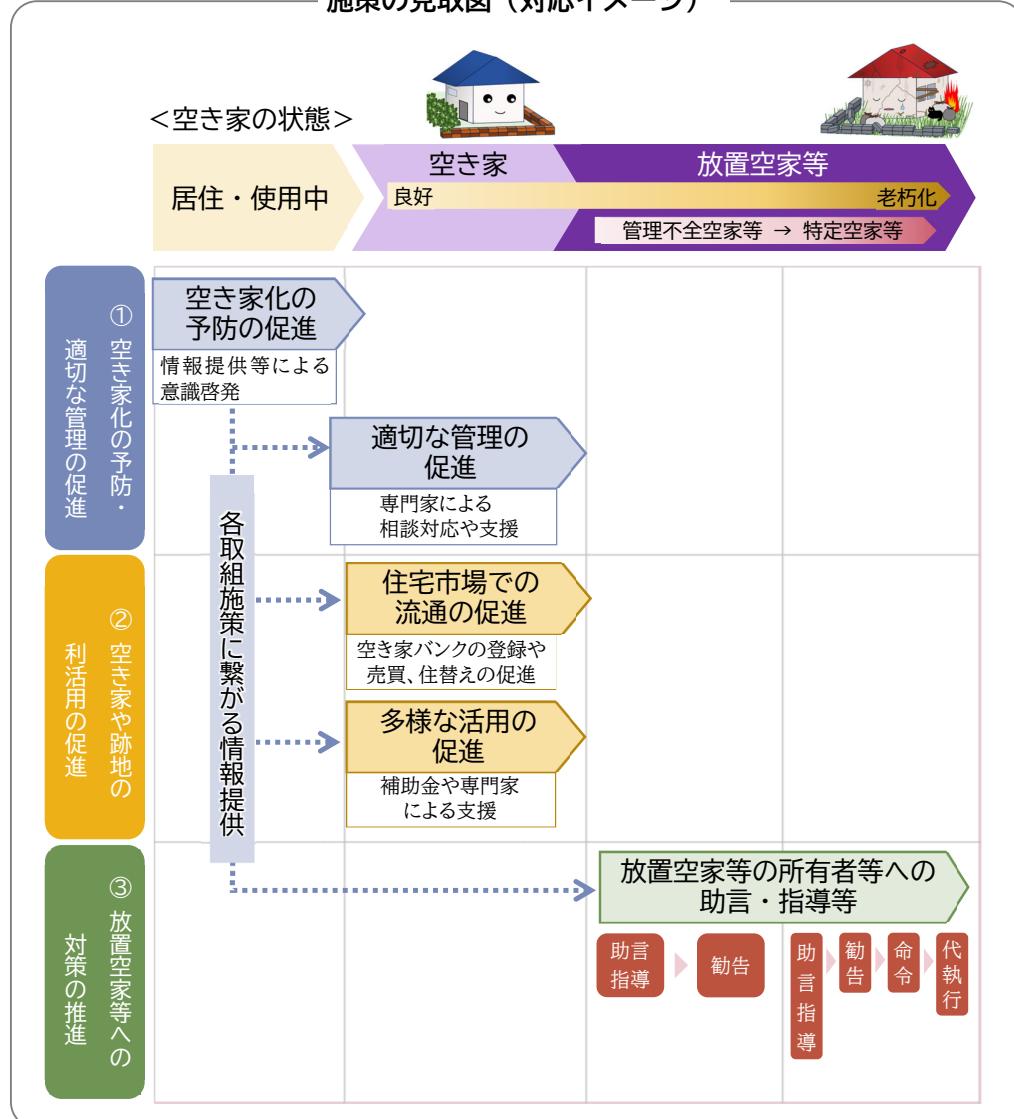
[所管課（放置空家等対策連絡協議会）]



施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
① 空き家化の予防・適切な管理の促進		◆空き家化の予防の促進 ◆適切な管理の促進
② 空き家や跡地の利活用の促進		◆住宅市場での流通の促進 ◆多様な活用の促進
③ 放置空家等への対策の推進		◆放置空家等の所有者等への助言・指導等

施策の見取図（対応イメージ）



① 空き家化の予防・適切な管理の促進

◆空き家化の予防の促進

- DX
- ・居住時からの周知啓発を強化し、空き家化の予防を図るため、空き家実態調査等で把握した空き家の可能性がある住宅の所有者等へのダイレクトメールの送付や、固定資産税納税通知書に同封する税のチラシへのお知らせの記載など、空き家に係る支援制度等をプッシュ型で情報提供します。また、誰もが容易にアクセスできて欲しい情報が得られるポータルサイトの開設や、子育てしやすい住宅の情報提供の検討などを行います。これらの利活用や放置空家等の解消に繋がる情報提供、県や関係団体等と連携したセミナーの開催、高齢者等への広報など、様々な手法を活用し、周知啓発に取り組みます。
 - ・住まいに関する情報や将来住まいをどうして欲しいかなどを書き残しておく「住まいのエンディングノート」について、関係団体等と連携し、普及啓発します。

◆適切な管理の促進

- ・空き家を含む住まいに関する様々な相談等について、「福岡市住宅相談コーナー」において建築相談員が対応するとともに、相続などの専門的な知識が必要な相談等について、司法書士、弁護士、建築士、宅建士、ファイナンシャルプランナー等の専門家と連携し、福岡市住宅相談コーナーの「特別相談」において対応し、空き家対策を促進します。
- ・県や関係団体等と連携し、空き家対策の普及啓発や相談対応などを進めるとともに、空き家の状況やニーズ等を踏まえながら、適正管理に資する取組みや、「空家特措法」に基づき指定する「空家等管理活用支援法人」等の活用について検討します。



空き家の利活用等に係る情報提供
(ポータルサイトの開設など)



エンディングノートの
普及啓発



専門家による相談対応



施策の展開方向

② 空き家や跡地の利活用の促進

◆住宅市場での流通の促進

- ・利活用されていない空き家の流通を促進するため、関係団体等と連携し、「空き家バンク」の周知啓発や空き家所有者への働きかけ等を行い、登録を促進します。
- ・空き家を相続した相続人が、その家屋又は敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合に適用される「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」について、関係団体等と連携して周知を図り、空き家の解体や売却などの処分を促進します。
- ・子育て世帯が既存住宅を購入した場合や、高齢者世帯が持ち家の解体・売却等を行い民間賃貸住宅へ住替えを行った場合に、住替え費用を補助し、既存住宅の流通や空き家化の予防を促進します。
- ・高齢者世帯等の入居を断らないセーフティネット住宅や、居住支援法人等が安否確認、見守り等を行う居住サポート住宅として登録・認定する住宅に、改修費補助や入居者負担軽減のための経済的支援を行い、空き家の有効活用を図ります。
- ・空き家実態調査等で把握した空き家の可能性がある住宅の所有者等へのダイレクトメールの送付や、固定資産税納税通知書に同封する税のチラシへのお知らせの記載などにより、支援制度等の情報提供や空き家バンクへの登録の働きかけを行い、流通促進を図ります。

DX

脱炭素

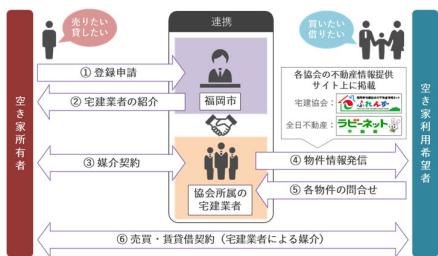
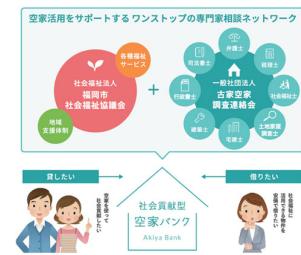
DX

- ・市街化調整区域において、空き家を改修し子育て世帯向け住宅として活用する際に改修費の補助を行うとともに、子育て世帯向けのポータルサイトにおける空き家バンク等の物件情報などの情報提供を行い、空き家の有効活用や既存住宅の流通を促進します。

多様性

◆多様な活用の促進

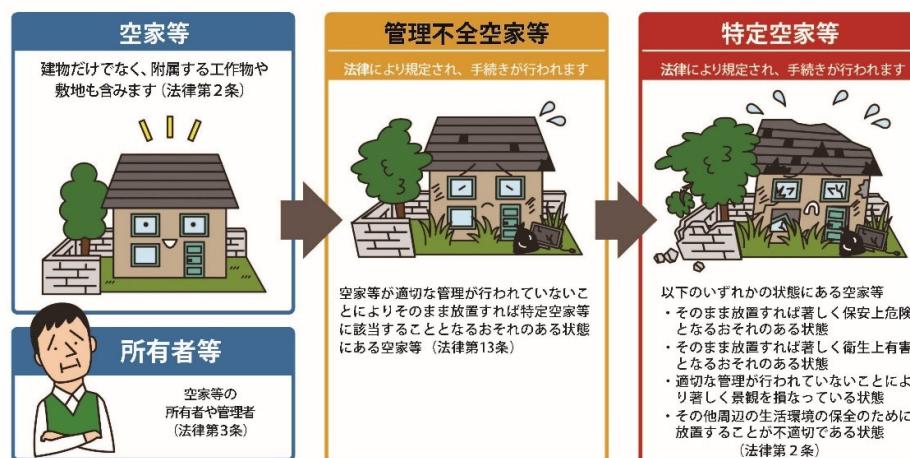
- ・空き家を改修し子ども食堂や福祉施設、交流施設などの地域貢献施設で活用する際に改修費の補助を行い、地域の特性を踏まえた地域貢献施設の整備を促進します。
- ・空き家の相談対応や空き家所有者と利用希望者とのマッチングを行う「福岡市社会貢献型空き家バンク」や「福岡県空き家活用サポートセンター」について、県や関係団体等と連携して広く周知を図り、利用の促進を図ります。
- ・県や関係団体等と連携し、空き家対策の普及啓発や相談対応などを進めるとともに、府内の空き家活用に係る連絡協議会や福岡県住宅市場活性化協議会等において、空き家の状況やニーズ、空き家連法の改正等を踏まえながら、適正管理・利活用に資する取組みや、「空家特措法」に基づき指定する「空家等管理活用支援法人」等の活用など、空き家連法等の改正に伴う新たな制度の活用等について検討します。

空き家バンク
(制度イメージ)空き家改修費の補助による
多様な活用社会貢献型空き家バンク
〔福岡市社会福祉協議会〕

③ 放置空家等への対策の推進

◆放置空家等の所有者等への助言・指導等

- 市民からの情報提供や実態調査等を基に放置空家等の情報を把握した場合は、現地調査や相続人調査により所有者等の確知を行い、関係部署と連携し、所有者等に適切な管理に向けた注意喚起を促すとともに、空家等の状況などに応じて、修繕や解体についての助言、指導や売却等の不動産流通に関する情報提供を行うなど、自主的な改善を促します。また、放置空家等の中でも、近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空家等や管理不全空家等については、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、所有者等に対して「空家特措法」に基づき助言や指導等の必要な措置を講じます。
- 放置空家等の中でも、適切に管理されず周囲に危険や迷惑を及ぼす特定空家等について、「空家特措法」に基づき必要な措置を求めるとともに、履行されない場合においては、行政代執行法に基づき、特定空家等を除却します。
- 所有者が不明または相続人がいない空き家について、裁判所が空き家の管理・処分を行う財産管理人を選任する「財産管理制度」を活用し、処分を促進します。



法律や条例の対象となる空家等



放置空き家の例



基本目標5 活発な住宅市場の形成

基本方針

12 住宅市場の環境整備

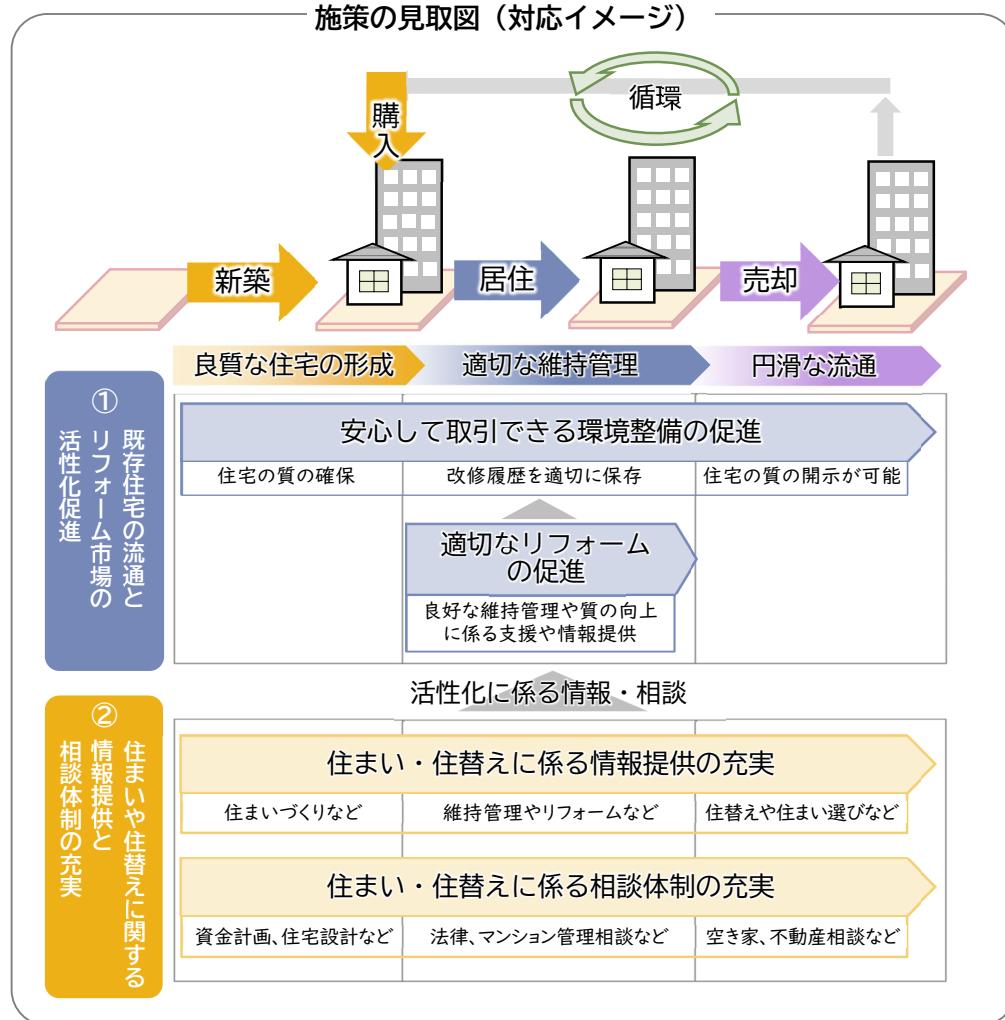


既存住宅の流通やリフォーム市場の活性化を促進するとともに、住まいや住替えに関する情報提供・相談体制の充実を図るなど、住宅市場の環境の整備を進めます。

施策の展開方向

施策の展開方向		主な取組施策
①	既存住宅の流通とリフォーム市場の活性化促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆安心して取引できる環境整備の促進 ◆適切なリフォームの促進
②	住まいや住替えに関する情報提供と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆住まい・住替えに係る情報提供の充実 ◆住まい・住替えに係る相談体制の充実

施策の見取り図（対応イメージ）



① 既存住宅の流通とリフォーム市場の活性化促進

◆安心して取引できる環境整備の促進

- ・長期にわたり良好な状態で使用するための措置に係る認定を受けた「長期優良住宅」や、良好な管理運営・維持修繕に係る認定を受けた「マンション管理計画認定制度」など、安心な既存住宅の取引に資する制度について普及促進します。
- ・住宅の安心な取引や適切な維持管理を促進するため、関係団体等と連携し、新築時の図面や建築確認の書類、点検の結果やリフォームの記録など、住宅履歴情報の保存が重要であることを周知啓発し、保存を促進します。
DX
- ・市民が安心して既存住宅を売買できるよう、住まいの専門家が建物検査を行い、建物の状態を明らかにする「住まいの健康診断（インスペクション）」について、福岡県住宅市場活性化協議会等において県や関係団体等と連携し、普及促進します。
- ・自宅を担保にして資金を借り入れる「リバースモーゲージ」や、自宅の売却後に毎月賃料を支払い居住する「リースバック」など、多様な住まい方に対応する制度について、関係団体等と連携し、制度や留意点などの情報提供を行います。
- ・県や関係団体等と連携し、市内の住宅の状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、住宅のリフォームや既存住宅の流通促進に資する取組みを検討します。

◆適切なリフォームの促進



- ・市や国・県において、断熱改修や耐震改修、空き家活用等に係る改修費の補助を行い、住宅の良好な管理・更新や質の向上を促進します。
- ・誰もが容易にアクセスできて欲しい情報が得られるポータルサイトを開設し、リフォームに係る各種補助制度や税・融資の優遇制度、建物や設備等のメンテナンス時期等などの情報提供を行い、リフォームを促進します。
DX

○福岡県住宅市場活性化協議会

県や政令市、住宅関連団体等で構成し、中古住宅市場・住宅リフォーム市場の活性化を図ることを目的に、中古住宅管理・流通、住宅リフォーム市場活性化のための施策等の検討、県民等に対する情報提供等の活動を行っています（H15.11 設立）。

【主な活動内容】

【協議会メンバー】

福岡県商工会議所連合会	公益社団法人 福岡県住宅地建物取引業協会	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会	一般社団法人 福岡県建設業協会
JERCO 一般社団法人 日本住宅リフォーム販売協会	公益社団法人 福岡県不動産鑑定士協会	一般社団法人 福岡銀行協会	西鉄ガス
一般社団法人 福岡県本部	まづくりまづくり 福中協	福岡県建設関連産業協議会	TOTO
住まいのしあわせをつくる。 住宅金融支援機構	北九州市 CITY OF KITAKYUSHU	福岡市 FUKUOKA CITY	福岡県 Prefecture of Fukuoka
福岡県 Fukuoka Prefecture			



住まいの健康診断



セミナーの開催



② 住まいや住替えに関する情報提供と相談体制の充実



◆住まい・住替えに係る情報提供の充実

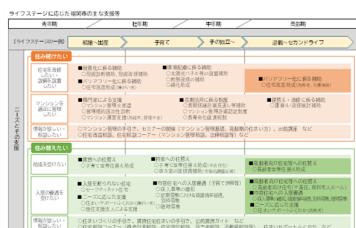
- ・住まいづくりの手順やポイント等をまとめた「住まいづくりの手引き」、マンションの運営や維持管理のポイント等をまとめた「マンション管理の手引き」、公的賃貸住宅の入居に関する情報をまとめた「公的賃貸住宅ガイド」などの冊子について、共同発行する県・市や関係団体等と連携し、ニーズや社会情勢の変化等を踏まえながら、情報や冊子の充実を図ります。
- ・高齢者や子育て世帯、住宅確保要配慮者などが円滑に住替えできるよう、住替えに対する支援や住まい選びのポイントなどの情報提供を行います。
- ・社会情勢の変化等に対応して行われる、法令改正、市や国・県による方針等の策定、社会課題等を踏まえ、関係団体等と連携し、必要な情報提供や周知啓発に取り組みます。
- ・子育て世帯や高齢者など、周知対象者によって利用する媒体や施設等が異なることから、特性やニーズ等を踏まえ、各種助成などの支援制度の情報提供や周知を行います。
- ・住まいや居住環境に関する主な分野において、誰もが容易にアクセスできて欲しい情報が得られるWebメディアなど、情報が一元化されたポータルサイトを開設するとともに、適宜更新を行い、住まい・住替えに係る情報提供を充実させていきます。

◆住まい・住替えに係る相談体制の充実

- ・住まいに関する様々な相談等について、「福岡市住宅相談コーナー」において建築相談員が対応します。
- ・専門的な知識が必要な相談等について、司法書士、弁護士、建築士、宅建士、ファイナンシャルプランナー等の専門家と連携し、福岡市住宅相談コーナーの「特別相談」において対応します。
- ・引き続き、社会情勢の変化や、相談状況等を踏まえ、関係団体や関係機関等と連携しながら、相談体制の強化を図ります。



各種引きによる情報提供、冊子の充実



主な分野のポータルサイトの開設（イメージ）



住宅相談コーナーや専門家による相談対応



4-3 成果指標

<成果指標>

将来ビジョンの実現に向け、基本方針の達成状況を確認するため、以下のとおり、成果指標を定めます。

基本方針		成果指標
1 高齢者世帯が住みやすい居住環境の整備		高齢者人口に対する高齢者向け住宅※1の割合
		高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能※2及び断熱性能※3を有する住宅の割合
2 子育て世帯が住みやすい居住環境の整備		子育て世帯における誘導居住面積水準達成率
		市営住宅の全募集戸数に対する子育て世帯向け募集戸数の割合
3 ユニバーサルデザインの理念による住まいづくり・まちづくりの推進		共用部分がバリアフリー化されている共同住宅の割合
		市営住宅の車いす使用者向け住宅の供給戸数(R5 年度からの累計)
4 住宅確保要配慮者の住まいの確保		市営住宅の機能更新(建替・改善)の戸数(R3 年度からの累計)
		セーフティネット住宅等への入居戸数
5 住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実		住まいサポートふくおかの成約件数(累計)
		市営住宅の入居戸数
6 安全・安心な住生活を実現する住まいづくり・まちづくりの推進		新耐震基準が求める耐震性能を有する住宅の割合(耐震化率)
		敷地に接する道路の幅員(4m以上)が確保できている住宅の割合
		防災に関する出前講座の実施数
7 環境に配慮した住まいづくりの推進		認定長期優良住宅のストック数(累計)
		一定の断熱性能※3を有する住宅の割合
8 住生活を支えるコミュニティの形成促進		過去1年間に地域活動へ参加した市民の割合
		公的賃貸住宅における地域の拠点の導入※4数(R8 年度からの累計)
9 住み続けられる居住環境の整備		治安に満足している世帯の割合
		利便に満足している世帯の割合
		公的賃貸住宅における地域の拠点の導入※4数【再掲】
10 良好なマンションの形成に向けた取組みの推進		マンション管理計画認定制度の登録数(累計)
		管理運営状況を把握しているマンション管理組合の割合
		30 年以上の長期修繕計画に基づく修繕計画積立金を策定している管理組合数
11 空き家対策に向けた取組みの推進		居住目的のない空き家の数
12 住宅市場の環境整備		全住宅購入数に対する中古住宅数の割合
		住宅におけるリフォームの受注高

総括指標

住んでいる住宅及び居住環境に満足している世帯の割合

※1 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、居住サポート住宅等

※2 2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消

※3 全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用



初期値	中間目標値(R12)	目標値(R17)
5.2% (R6)	現状維持(5%以上を維持)	現状維持(5%以上を維持)
11.8% (R5)	15%	17%
36.8% (R5)	39%	42%
31.0% (R6)	現状維持(30%以上を維持)	現状維持(30%以上を維持)
24.8% (R5)	27%	29%
57戸 (R6)	260戸	410戸
9,935戸 (R6)	23,130戸	34,130戸
6,183戸 (R6)	7,230戸	8,320戸
617件 (R6)	1,090件	1,490件
980戸 (R6)	1,000戸程度	1,000戸程度
95.8% (R5)	—	概ね解消
73.6% (R5)	75%	76%
105件 (R4～R6平均)	現状維持(100件程度を維持)	現状維持(100件程度を維持)
15,090戸 (R6)	21,450戸	26,800戸
18.8% (R5)	28%	36%
38.7% (R6)	43%	45%
—	6拠点	12拠点
80.2% (R5)	現状維持(80%以上を維持)	現状維持(80%以上を維持)
81.1% (R5)	現状維持(80%以上を維持)	現状維持(80%以上を維持)
—	6拠点	12拠点
34件 (R6)	110件	200件
38.9% (R5)	50%	60%
159件 (R3)	340件	440件
13,300戸 (R5)	14,840戸	15,890戸
25.8% (R5)	28%	30%
676億円 (R5)	685億円	691億円
84.3% (R5)	現状維持(85%程度を維持)	現状維持(85%程度を維持)

※4 公的賃貸住宅における、建替えにより創出した将来活用地(余剰地)や、既存団地内に、地域課題解決に資する、福祉施設や子育て支援施設、交流施設など、地域の利便や治安の向上に繋がる施設の導入



<補完指標>

各基本方針の達成状況を確認する成果指標の設定と合わせ、成果指標に関する事業の進捗状況などをわかる数値を補完指標として設定します。補完指標は、目標値を設定せず、成果指標の達成度合いを側面的に把握・補完するための指標です。

基本方針		成果指標
1	高齢者世帯が住みやすい居住環境の整備	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合
2	子育て世帯が住みやすい居住環境の整備	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 市営住宅の全募集戸数に対する子育て世帯向け募集戸数の割合
3	ユニバーサルデザインの理念による住まいづくり・まちづくりの推進	共用部分がバリアフリー化されている共同住宅の割合 市営住宅の車いす使用者向け住宅の供給戸数（R5 年度からの累計）
4	住宅確保要配慮者の住まいの確保	市営住宅の機能更新（建替・改善）の戸数（R3 年度からの累計） セーフティネット住宅等への入居戸数
5	住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実	住まいサポートふくおかの成約件数（累計） 市営住宅の入居戸数
6	安全・安心な住生活を実現する住まいづくり・まちづくりの推進	新耐震基準が求める耐震性能を有する住宅の割合（耐震化率） 敷地に接する道路の幅員（4m 以上）が確保できている住宅の割合 防災に関する出前講座の実施数
7	環境に配慮した住まいづくりの推進	認定長期優良住宅のストック数（累計） 一定の断熱性能を有する住宅の割合
8	住生活を支えるコミュニティの形成促進	過去 1 年間に地域活動へ参加した市民の割合 公的賃貸住宅における地域の拠点の導入数（R8 年度からの累計）
9	住み続けられる居住環境の整備	治安に満足している世帯の割合 利便に満足している世帯の割合 公的賃貸住宅における地域の拠点の導入数【再掲】
10	良好なマンションの形成に向けた取組みの推進	マンション管理計画認定制度の登録数（累計） 管理運営状況を把握しているマンション管理組合の割合 30 年以上の長期修繕計画に基づく修繕計画積立金を策定している管理組合数
11	空き家対策に向けた取組みの推進	居住目的のない空き家の数
12	住宅市場の環境整備	全住宅購入数に対する中古住宅数の割合 住宅におけるリフォームの受注高



補完指標
○サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数
○住宅改造に係る助成件数
○断熱改修に係る補助件数（国・県・市）
○子育て世帯住替えに係る助成件数
○市営住宅における3DK以上の戸数の新規供給戸数
○小学校周辺の歩車分離率
○共用部分がバリアフリー化されている市営住宅の割合
○共用部分がバリアフリー化されている民間賃貸住宅の割合
○セーフティネット住宅の登録戸数
○居住サポート住宅の認定戸数
○住まいサポートふくおかの相談件数
○居住支援協議会の協力店数
○市営住宅の募集戸数
○住宅の耐震化に係る補助戸数
○狭い道路の占める割合
○既存住宅の省エネ部位ラベルの表示件数
○断熱改修に係る補助件数（国・県・市）【再掲】
○住宅用エネルギー・システム設置補助による導入数
○町内会活動支援に係る補助件数
○公的賃貸住宅団地における地域活動・イベント等の参加人数
○防犯灯・街頭防犯カメラの設置等に係る補助金活用団体数
○建築協定・地区計画の数
○区域指定型制度の指定面積
○将来活用地の活用件数
○マンション管理基礎セミナーの受講者数
○マンションの管理適正化や再生検討に係る支援数（助成・専門家派遣等）
○長期修繕計画作成・見直しに係る補助件数
○空き家セミナーの受講者数
○空家特措法に基づく指導対象件数と是正件数
○住まいの健康診断の実施件数
○住宅に係るポータルサイトの閲覧数（作成後）
○断熱改修に係る補助件数（国・県・市）【再掲】





第5章 推進に向けて



第5章 推進に向けて

5-1 役割分担及び連携

将来ビジョンの実現に向け、多様な主体が自らの役割を認識し、連携を図りながら、取組みを進めいくことが重要です。福岡市は、多様な主体の連携が円滑に進むよう、調整の役割を担っていきます。

各主体の主な役割

市民

- ・コミュニティは豊かな住生活を送るために不可欠であり、平時・非常時を問わず助け合いの基盤となることや、自らが地域コミュニティの一員であることを自覚し、地域活動に積極的に参加・協力するなど、互いに支え合い安心して暮らせる、住みよい地域づくりに取り組むことが期待されます

地域・NPO等（地域、NPO、専門家、大学など）

- ・行政では把握しにくい課題や地域のニーズを的確に捉え、より実効性のある施策を立案・提案するなど、施策推進のパートナーとして取り組むことが期待されます
- ・それぞれの特徴や強みを生かして連携・協力し、良好な住環境の形成や地域課題の解決に向け、主体的に取り組むことが期待されます

民間事業者（住宅・福祉関連事業者、民間企業など）

- ・安全で快適な住宅の質の確保や適切な維持管理サービスの提供、住宅市場の流通促進に取り組むことが期待されます
- ・福祉の分野においては、多様な世帯が住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けられるよう、様々なニーズを踏まえた入居・生活支援に取り組むことが期待されます
- ・従業員の住まいの確保や住宅に関する支援などに配慮することが期待されます

公的主体（住宅供給公社、UR都市機構、住宅金融支援機構、社団法人など）

- ・福岡市と連携し、本計画を踏まえた効果的な施策展開を図り、良質な賃貸住宅の供給や、住宅セーフティネットの機能強化を推進することが期待されます
- ・団地の再生等を通じて、地域コミュニティの活性化に取り組むことが期待されます

福岡市

- ・将来ビジョンの実現に向け、各主体に対して本計画の周知と理解を進めています
- ・良質な住まいづくりや適切な維持管理を促進し、良質な住宅ストックを将来に継承していきます
- ・福祉をはじめとする関係部局と連携しながら、多様な主体の連携が円滑に進むよう調整の役割を担うことにより、多様化する課題や市民ニーズに的確に対応できる体制を構築し、より効果的な施策を総合的に展開していきます

所有者の責務（共通）

- ・所有する住宅の状況が周辺の生活環境に影響を及ぼすことを十分に自覚し、所有する住宅や敷地内の定期的な点検や修繕、樹木の剪定などをを行い、良好な居住環境づくりに取り組むことが必要です
- ・マンションにおいては、管理組合の活動に積極的に参加し、建物等の維持管理や合意形成に協力するよう努める必要があります
- ・空き家となった場合には、放置による居住環境への悪影響を防止するため、適切に管理するとともに、積極的な利活用を図るよう努める必要があります



連携の一例

取組みと参加する主体の例			
	住替え支援 (住まいサポート ふくおか)	流通促進 (住宅市場活性化 協議会)	地域イベント の開催
市民			○
地域・NPO等 (地域、NPO、専門家、大学など)	○		○
民間事業者 (住宅・福祉関連事業者、民間企業など)	○	○	○
公的主体(住宅供給公社、UR都市機構、住宅金融支援機構、社団法人など)	○	○	
福岡市	○	○	

5-2 計画策定後の変化等への対応

将来ビジョンの実現に向け、引き続き、「ダイバーシティ(多様性)」、「脱炭素社会の実現」、「DXの推進」の視点を踏まえながら、具体的な施策を取り組んでいきます。

また、今後生じる社会情勢をはじめとする様々な変化にも対応していく必要があることから、福岡市の住宅・世帯等の状況や社会情勢の変化、法令等の改正や国・県などにおける方針の策定、技術の進化など、住生活を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要な施策の追加・改善を図るなど、柔軟に対応します。

5-3 計画の進捗管理

PDCA サイクルの考え方のもと、計画の進捗管理を行います。CHECK(評価)の段階では、成果指標や補足指標などの数値目標等により、進捗状況の検証・評価を行います。

運用

